かごしま トラック情報

2020 SUMMER 7
No.492

Kagoshima truck information

令和2年度定時社員総会

協会HPからPDF版がダウンロードできます。

主 な 内 容

巻頭
令和2年度定時社員総会
会長就任のご挨拶、会長退任のご挨拶
役員退任のご挨拶、役員就任のご挨拶

TOPICS
令和2年度第1回経営・近代化促進委員会
農産物等の物流効率化に関する要望書を鹿児島労働局、鹿児島運輸支局へ提出

お知らせ掲示板
トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第2版)
新型コロナウイルス感染症に関する支援策
など

情報ボックス
運行管理者試験対策事前講習会の案内
など

公益社団法人
鹿児島県トラック協会 http://www.kta.jp
〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目4-15 ☎099-261-1167 E-mail / kentora@kta.jp

掲示用

飲酒運転は絶対に「しない!」「させない!」

公益社団法人 全日本トラック協会

『飲酒運転防止対策マニュアル』活用等で取り組みを強化

トラック業界の社会的信頼を失墜させる飲酒運転

全日本トラック協会では、令和2（2020）年までを目標とする「トラック事業における総合安全プラン2020」を策定し、「飲酒運転ゼロ」を目標とし、関係者一丸となって取り組んできましたが、今年6月2日までに全国で11件もの飲酒運転事故が発生しました。国土交通省では、このような事態を重く受けて、全ト協に対し、「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」を要請しました。この要請は、昨年5月にも発出されており、今回は再要請を受けたものです。また、昨年9月には、全ト協交通対策委員会（工藤修二委員長）が、飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みについて決議（写真㊧）したほか、令和2年度の全ト協事業計画（別掲）では飲酒運転事故根絶対策2項目が新たに盛り込まれたところです。

トラック運送業界は、コロナ禍にあっても、社会機能を維持するために事業を継続し、くらしと経済の「ライフライン」として社会貢献を行っていますが、一部の心ないドライバーが惹起した飲酒運転事故が続けば、業界全体の信頼を失墜させてしまうことになりかねません。ここでは、最新の車籍別事故件数・事例を紹介しますので、社内で情報を共有し、飲酒運転根絶意識を向上させるなど指導監督の取り組みを強化してください。

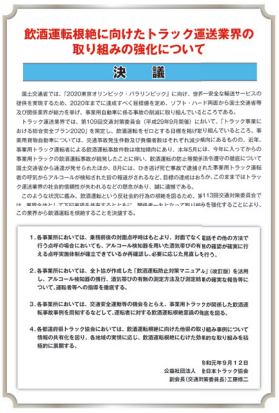
飲酒運転根絶にむけたトラック運送業界の取り組みの強化について

決　議

▲令和元年９月の「交通対策委員会」決議のリーフレット

減少しない飲酒事故

都道府県別事故発生件数

事業用トラックにおける飲酒運転事故件数（図1・図2）は、平成24（2012）年までは減少傾向にありましたが、近年再び増加しており、特に28（2016）年には37件と、過去10年間で最悪の結果となりました。30（2018）年は過去最少となりましたが、令和に入り、再び28件と対前年比140％と激増しました。

また、最近3年間と今年6月2日までの車籍別飲酒運転事故件数（図1）は、大阪府が7件で最多、次いで茨城県6件、愛知県5件となっており、北海道、東京都、千葉県、香川県、愛媛県、福岡県がそれぞれ4件となっています。

このうち、令和2（2020）年に入ってから発生した11件の飲酒運転事故の事例（図3）のうち、1件が死亡事故、4件が軽傷事故となっています。

飲酒運転は反社会的行為

惹起者・企業へも重い罰則

酒酔い、酒気帯びなどの飲酒運転は、きわめて悪質で危険な反社会的・犯罪行為であり、ドライバー本人や同乗者等が厳しく罰せられるだけでなく、万一事故を起こせば被害者やその家族の人生を大きく狂わせることになります（図4）。

また、事業用トラックドライバーが飲酒運転で事故を起こし、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった場合には、事業者の責任も問われ、事業停止や車両使用停止などの行政処分を受けるだけでなく、社会的信頼性も失墜し、経営に重大な影響を及ぼすことになります。

飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化
令和２年度　全ト協　事業計画より

- 全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
- 飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

図1　車籍地別飲酒運転事故件数※

※事故件数は、平成29年から令和元年までの各年の飲酒運転による事故件数と令和２年６月２日時点での速報ベースの累計（87件）です。

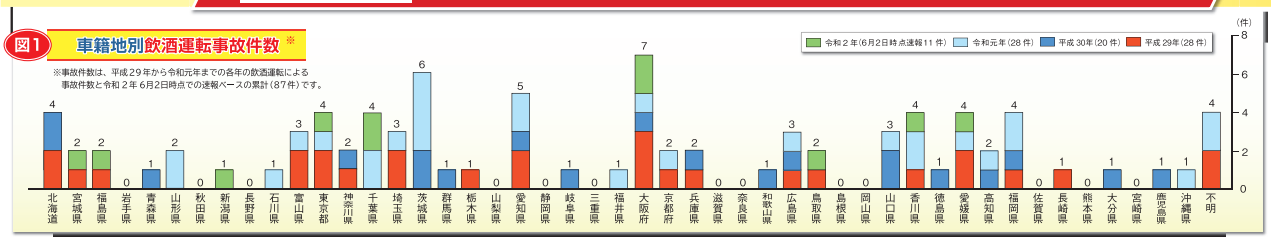

図2　「トラック事業における総合安全プラン2020」目標値と事故の現況

飲酒運転件数 飲酒運転ゼロ　交通事故死者数 200人以下　人身事故件数 12,500件以下

※「飲酒運転ゼロ」目標達成のためには、関係者一丸となって取り組む必要がある。

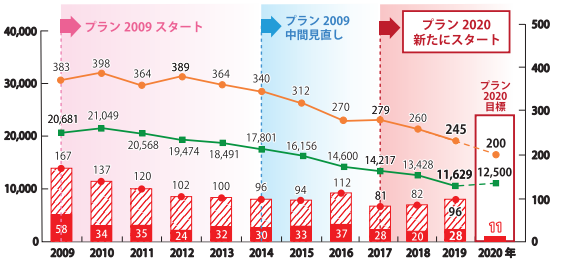

※「飲酒運転」は「道路交通法違反取締件数」の数値で、「酒酔い運転」および「酒気帯び運転」の合計値。

数字はいずれも事業用貨物自動車（軽自動車を除く）によるもの。

出典：警察庁「交通事故統計」および（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」

ただし、2020年の飲酒運転事故件数はメールマガジン「事業用自動車安全通信」（国土交通省）等による情報（6月2日現在の速報ベース）

図3　事業用トラックの飲酒運転事故事例　（令和２年１月～６月２日）（速報ベース）

	事故等の種類	車輌地	発生日時	死傷状況 死亡	死傷状況 軽傷	当時の状況
1	酒気帯び衝突	千葉県	1月20日 9時45分			千葉県の県道の交差点において、同県に営業所を置くトラクタ・ポールトレーラが運行中、信号待ちで停車中の軽乗用車に衝突した。この事故による負傷者はなし。事故後の警察による調べにより、当該トラクタ・ポールトレーラ運転者は、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
2	酒気帯び追突	大阪府	1月31日 10時10分		1	茨城県の県道において、大阪府に営業所を置くトラックが運行中、前方を走行中のトラックに追突した。この事故により、追突されたトラックの運転者が軽傷を負った。事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
3	酒気帯び物損	鳥取県	2月10日 17時20分			千葉県の神社敷地内において、鳥取県に営業所を置くトラクタ・パンセミトレーラが方向転換をしようとしたところ、当該神社の建物に接触した。この事故による負傷者はなし。事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・パンセミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
4	酒気帯び追突	東京都	3月17日 21時10分	1		愛知県の国道において、都内に営業所を置く大型トラックが運行中、前方の乗用車に追突し、その弾みで当該乗用車が別の乗用車に追突した。この事故により、当該トラックに追突された乗用車の運転者が死亡した。事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
5	酒気帯び物損	宮城県	4月4日 20時55分			岩手県の高速道路において、宮城県に営業所を置くトラックが運行中、中央分離帯のワイヤーロープに衝突した。この事故による負傷者はなし。事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
6	酒気帯び衝突	大阪府	4月24日 8時58分		1	兵庫県の国道において、大阪府に営業所を置くトラックが運行中、前方のバイクを追い越そうとしたところ、接触し当該バイクが転倒した。この事故により、当該バイクの運転者が軽傷を負った。事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
7	酒気帯び物損	愛媛県	5月2日 18時40分			千葉県の駐車場において、愛媛県に営業所を置くトラクタ・コンテナセミトレーラが運行中、当該駐車場内のポールに衝突した。この事故による負傷者はなし。事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・コンテナセミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
8	酒気帯び物損	香川県	5月10日 13時			大阪府の高速道路において、香川県に営業所を置くトラックが運行中、左側フェンスに衝突した。この事故により、荷物は散乱したが、負傷者はなし。事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
9	酒気帯び衝突	福島県	5月11日 15時30分		1	静岡県の国道において、福島県に営業所を置く大型トラックが運行中、前を走行していた車両に衝突した。この事故により、衝突された車両の運転者が軽傷を負った。事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
10	酒気帯び衝突	新潟県	5月12日 7時55分			群馬県の高速道路のパーキングエリア内において、新潟県に営業所を置くトラックが運行中、駐車中のトラックに衝突した。この事故による負傷者はなし。事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
11	酒酔い衝突	千葉県	6月2日 5時27分		1	千葉県の国道（片側２車線）において、同県に営業所を置く大型トラックが第２通行帯を運行中、前方の第１通行帯を走行していたトラクタ・セミトレーラに衝突したが、そのまま走り去った。この事故により、トラクタ・セミトレーラの運転者が軽傷を負った。その後の警察の調べにより、当該大型トラックの運転者は、酒酔い運転及び当て逃げの疑いで逮捕された。

出典：メールマガジン「事業用自動車安全通信」（国土交通省）等

図4　飲酒ドライバーに科せられる罰則

事故を起こさなくても違反だけで

（道路交通法）

酒酔い運転

- ●5年以下の懲役
  又は100万円以下の罰金
- ●違反点数35点
  ※免許取消し（３年間は免許が取得できない！）

酒気帯び運転

- ●３年以下の懲役
  又は 50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気１リットルにつき 0.25mg 以上	25点	免許取消し（欠格期間２年）
呼気１リットルにつき 0.15mg 以上 0.25mg 未満	13点	免許停止（90日）

※上記の行政処分は、いずれも前歴が０回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

（自動車運転死傷行為処罰法）

危険運転致死傷罪

- ●アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
  - 死亡事故 → 1年以上 20年以下の懲役
  - 負傷事故 → 15年以下の懲役
- ●アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと
  - 死亡事故 → 15年以下の懲役
  - 負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- ●危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると
  ７年以下の懲役もしくは禁錮又は100万円以下の罰金

かごしまトラック情報

2020 7 SUMMER No.492

CONTENTS

巻頭
令和2年度定時社員総会 …… 2
会長就任のご挨拶、会長退任のご挨拶 …… 7
役員退任のご挨拶、役員就任のご挨拶 …… 8

TOPICS
令和2年度第1回経営・近代化促進委員会 …… 11
農産物等の物流効率化に関する要望書を鹿児島労働局、鹿児島運輸支局へ提出 …… 12

お知らせ掲示板
トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第2版) …… 13
新型コロナウイルス感染症に関する支援策 …… 20
新型コロナウィルスに係る感染防止対策の再徹底と運送事業者に対する差別的取扱いを受けた場合にはお知らせください …… 26
新型コロナウイルス感染者確認時の速報のお願い …… 28
令和2年6月30日から妨害運転「あおり運転」に対する罰則が創設されました …… 31
改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃の告示 …… 32
令和2年度運行管理者等基礎講習の案内 …… 38
令和2年度運行管理者等一般講習の案内 …… 40
「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施 …… 42
令和2年度「夏の交通事故防止運動」 …… 44
トラック運送事業者のための「健康起因事故防止マニュアル」改訂のお知らせ …… 45
厚生労働省実施「令和2年賃金構造基本統計調査」のお知らせ
九州自動車道スマートインターチェンジ夜間閉鎖のお知らせ …… 46
令和2年度中小トラック運送事業者のための「経営診断事業」の案内 …… 47
令和2年第一期優秀安全運転事業所表彰の授賞事業所決定のお知らせ …… 48

情報ボックス
運行管理者試験対策事前講習会の案内 …… 49
大隅地区研修センターでの初任診断及び適齢診断実施の案内 …… 52
新型コロナウイルス感染症による企業への影響に対する中央近代化基金「激甚災害融資(運転資金)」公募の案内 …… 55
令和2年度中央近代化基金「燃料費対策特別融資」公募の案内 …… 56
令和2年度中央近代化基金「補完融資」公募の案内 …… 57
令和2年度自家用燃料供給施設整備支援助成金の案内 …… 58
中小企業大学校受講促進制度の案内 …… 60
令和2年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度の案内 …… 62
鹿児島産業保健総合支援センターを活用しての健康相談会の案内 …… 65
令和2年度助成事業の案内 …… 66
社会保険労務士による労務相談の実施 …… 68
入退会紹介

支部・部会だより
支部・部会開催状況 …… 69

Gマークだより
Gマーク取得対策について …… 70

資料データ
過積載違反の取締り状況・苦情内容 …… 72
鹿児島県内における交通事故の発生状況 …… 73
軽油価格調査報告 …… 74

お知らせカレンダー(令和2年7月) …… 75
鹿児島県トラック協会年間行事予定表 …… 76

陸災防情報
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部に係る行事の中止 …… 77
令和2年度安全衛生表彰・優良フォークリフト等運転者表彰のお知らせ
令和2年度陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動 …… 78
鹿児島県内における労働災害の発生状況(5月末現在) …… 79

新型コロナウイルスQ&A …… 80

■■■ 令和2年度定時社員総会 ■■■

月日　令和２年６月17日（水）
場所　鹿児島サンロイヤルホテル

公益社団法人鹿児島県トラック協会令和２年度定時社員総会及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部令和２年度通常総会を下記のとおり開催しました。

■協会長あいさつ

中村利秋　公益社団法人鹿児島県トラック協会長

■目的事項

（1）報告事項

令和元年度（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）の事業報告の件

（2）決議事項

第１号議案　令和元年度（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）の決算に係る計算書類承認の件
第２号議案　定款変更の件
第３号議案　理事19名選任の件
第４号議案　監事５名選任の件

（3）その他

令和２年度事業計画について

684名（委任状229名、書面による議決権行使者426名、出席社員数29名）が出席し、議案は全て承認されました。続いて、陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部の審議が行われ、原案どおり承認されました。

役員改選に伴う理事19名選任、監事５名選任の件について承認後、臨時理事会を開催し、次のとおり選定されました。

（公社）鹿児島県トラック協会　新役員名簿

役職	氏名	事業者名等
会　　長	鳥部　敏雄	セイコー運輸株式会社　代表取締役
副 会 長	加納　潤一	株式会社昭和貨物　代表取締役
	中島　純和	屋久島海陸運輸株式会社　代表取締役
	福永　寿一	有限会社大姶良運送　代表取締役
	矢野　　健	株式会社エーシーネットワーク　代表取締役
専務理事	白坂　　功	常勤
常務理事	宇都　昌平	常勤
	山崎　洋一	常勤（事務局長兼務）
理　　事	松下　桂子	株式会社松下運輸　代表取締役
	逆井　　望	牧迫運輸株式会社　代表取締役
	菊永　　浩	有限会社菊永運送　代表取締役
	岩下　一光	有限会社田島興業　代表取締役
	菊池　寅峰	出水運輸センター株式会社　代表取締役
	岸田　美津志	霧島運輸倉庫株式会社　代表取締役
	森　淳一郎	有限会社森運送　代表取締役
	冨永　健吾	日本通運株式会社鹿児島支店　支店長
	内門　公孝	学識経験者
	石塚　孔信	鹿児島大学法文学部　教授
	久木田　義朗	鹿児島県国民健康保険団体連合会　常務理事
監　　事	初田　　健	株式会社入来運送　代表取締役
	濵田　公介	株式会社根占殖産　代表取締役
	永江　信彦	有限会社幸産業　代表取締役
	尾嶋　錠治	有限会社尾嶋運送　代表取締役
	永田　福一	鹿児島県中小企業団体中央会　専務理事
顧　　問	黒木　一正	富士運送株式会社　代表取締役
	中村　利秋	中村運送有限会社　代表取締役

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部　新役員名簿

役職	氏名	事業者名等
支 部 長	加納　潤一	株式会社昭和貨物　代表取締役
副支部長	福永　寿一	有限会社大姶良運送　代表取締役
理　　事	逆井　　望	牧迫運輸株式会社　代表取締役
	冨永　健吾	日本通運株式会社鹿児島支店　支店長
常勤理事	宇都　昌平	公益社団法人鹿児島県トラック協会　常務理事
監　　事	初田　　健	株式会社入来運送　代表取締役

常任委員会委員

総務委員会

役職	氏名	事業者名等
委員長	鳥部敏雄	セイコー運輸㈱
副委員長	加納潤一	㈱昭和貨物
委員	中島純和	屋久島海陸運輸㈱
委員	福永寿一	㈲大姶良運送
委員	矢野　健	㈱エーシーネットワーク
委員	岸田美津志	霧島運輸倉庫㈱
委員	菊池寅峰	出水運輸センター㈱
委員	森淳一郎	㈲森運送
委員	岩下一光	㈲田島興業
委員	松下桂子	㈱松下運輸
委員	逆井　望	牧迫運輸㈱
委員	菊永　浩	㈲菊永運送
委員	内門公孝	学識経験者

適正化事業対策委員会

役職	氏名	事業者名等
委員長	逆井　望	牧迫運輸㈱
副委員長	岩下一光	㈲田島興業
委員	岸田美津志	霧島運輸倉庫㈱
委員	松下桂子	㈱松下運輸
委員	菊永　浩	㈲菊永運送
委員	冨永健吾	日本通運㈱鹿児島支店
委員	石塚孔信	学識経験者
委員	中島純和	屋久島海陸運輸㈱
委員	矢野　健	㈱エーシーネットワーク

労働・安全・環境対策委員会

役職	氏名	事業者名等
委員長	菊池寅峰	出水運輸センター㈱
副委員長	菊永　浩	㈲菊永運送
委員	森淳一郎	㈲森運送
委員	冨永健吾	日本通運㈱鹿児島支店
委員	久木田義朗	学識経験者
委員	加納潤一	㈱昭和貨物
委員	福永寿一	㈲大姶良運送
委員	有川孝治	㈲末吉運送
委員	田代真一	田代運送㈱

経営・近代化促進委員会

役職	氏名	事業者名等
委員長	岸田美津志	霧島運輸倉庫㈱
副委員長	岩下一光	㈲田島興業
委員	松下桂子	㈱松下運輸
委員	逆井　望	牧迫運輸㈱
委員	菊永　浩	㈲菊永運送
委員	菊池寅峰	出水運輸センター㈱
委員	森淳一郎	㈲森運送
委員	加納潤一	㈱昭和貨物
委員	福永寿一	㈲大姶良運送
委員	岡本孝志	㈱岡本産業
委員	堀之内誠	堀之内運送㈱

特別委員会委員

燃料高騰特別対策委員会

役職	氏名	事業者名等
委員長	鳥部敏雄	セイコー運輸㈱
副委員長	加納潤一	㈱昭和貨物
委員	田尻　隆	㈲鴨池運送
委員	大野成也	㈱西川海陸輸送
委員	岩下一光	㈲田島興業
委員	逆井　望	牧迫運輸㈱
委員	外薗直樹	㈱外薗運輸機工
委員	小川正浩	富士運送㈱
委員	加藤寿邦	土佐屋運輸㈱
委員	竹迫　勝	㈲本運送
委員	大迫秀人	㈱大迫運輸
委員	脇　通吉	㈱脇通商
委員	増田浩明	日本通運㈱鹿児島支店
委員	川越金蔵	連合会会長

物流効率化委員会

役職	氏名	事業者名等
委員長	岡本孝志	㈱岡本産業
副委員長	田代真一	田代運送㈱
委員	逆井　望	牧迫運輸㈱
委員	福元幸介	㈲福元産業運輸
委員	森淳一郎	㈲森運送
委員	堀之内誠	堀之内運送㈱
委員	小川正浩	富士運送㈱
委員	田中昭二	幸和運輸㈱
委員	外薗直樹	㈱外薗運輸機工
委員	加納潤一	㈱昭和貨物

トラビジョン 21 委員会

役職	氏名	事業者名等
委員長	有川孝治	㈲末吉運送
副委員長	田代真一	田代運送㈱
委員	福満謙一	㈲福満運輸
委員	野﨑義文	㈱野﨑クレーン
委員	上栗幸祐	㈲鹿児島マルトウ
委員	福元幸介	㈲福元産業運輸
委員	森淳一郎	㈲森運送
委員	堀之内誠	堀之内運送㈱
委員	福岡亮介	㈱山坂
委員	田原秀一	㈱タハラ運送
委員	福永寿一	㈲大姶良運送

人財・広報特別委員会

役職	氏名	事業者名等
委員長	菊池寅峰	出水運輸センター㈱
副委員長	松下桂子	㈱松下運輸
委員	逆井　望	牧迫運輸㈱
委員	福元幸介	㈲福元産業運輸
委員	福岡亮介	㈱山坂
委員	松下　薫	三九運輸㈱
委員	末永知広	㈱末永建設
委員	堀之内誠	堀之内運送㈱
委員	外薗直樹	㈱外薗運輸機工
委員	飛松達也	セイコー運輸㈱
委員	加納潤一	㈱昭和貨物
委員	矢野　健	㈱エーシーネットワーク

県ト協会長表彰及び無事故事業所表彰の受賞者について、下記のとおり決定しました。

公益社団法人鹿児島県トラック協会長表彰

1．永年勤続事業役員（3 名）

氏　　名	会　社　名	氏　　名	会　社　名
矢野　健	安全産業㈱	堂地　真一	福澤運送㈱
有元　正和	日本貨物㈱		

2．永年勤続従業員（210 名）（運転者の部）

（1）30 年以上（37 名）

氏　　名	会　社　名	氏　　名	会　社　名
七村　清一	鹿児島通運㈱	川上　精市	出水運輸センター㈱
花立　正俊	安全産業㈱	岡村　隆二	出水運輸センター㈱
上野　勝成	富士運送㈱	郡山　俊彦	㈲川越産業
高橋　弘則	富士運送㈱	東條　政男	㈲川越産業
安部　順二	富士運送㈱	田邊　操	㈱坂東島運輸
宇都　弘昭	富士運送㈱	山野　和廣	㈱坂東島運輸
薗田　文浩	富士運送㈱	小野　俊之	日本通運㈱鹿児島支店
大礒　親夫	富士運送㈱	田村　春二	日本通運㈱鹿児島支店
前田　隆一郎	㈱昭和貨物	松村　健一	日本通運㈱鹿児島支店
徳満　広行	日本貨物㈱	橋西　光一	日本通運㈱鹿児島支店
冨永　英夫	田代運送㈱	南　芳郎	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
小緑　利則	田代運送㈱	竹原　敏彦	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
前迫　貞二	田代運送㈱	内村　満浩	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
今村　俊雄	田代運送㈱	浅井　竜	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
徳留　一吉	田代運送㈱	中野　鉄二	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
西　孝也	田代運送㈱	藤田　登	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
下薗　浩	田代運送㈱	西　俊幸	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
竹之下　秋男	マルイ運輸㈱	川畑　文一	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
杉元　実	マルイ運輸㈱		

（2）20 年以上（56 名）

氏　　名	会　社　名	氏　　名	会　社　名
雨水　幸也	鹿児島通運㈱	麻井　孝行	日本通運㈱鹿児島支店
野口　勉	鹿児島通運㈱	信吉　雄一郎	日本通運㈱鹿児島支店
小寺　正行	安全産業㈱	日髙　元気	日本通運㈱鹿児島支店
園田　健次	㈱肥後産業	中薗　浩幸	日本通運㈱鹿児島支店
江上　辰也	㈱肥後産業	福森　慎一郎	日本通運㈱鹿児島支店
駒倉　勝志	㈱肥後産業	望月　祥司	日本通運㈱鹿児島支店
神園　紀和	㈱肥後産業	宮田　雄策	日本通運㈱鹿児島支店
永仮　敏	㈱昭和貨物	福重　将志	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
相星　佳子	㈱昭和貨物	竹下　純一郎	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
篠原　政明	システム物流㈱	宮原　光英	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
井上　一憲	田代運送㈱	新枦　良寛	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
船迫　慶二	田代運送㈱	瀬戸山　史朗	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
石原　広行	田代運送㈱	内門　浩志	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
福山　義和	田代運送㈱	牧野　広和	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
平田　典義	田代運送㈱	山田　康弘	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
川本　修芳	田代運送㈱	永野　秀人	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
永里　忍	田代運送㈱	久木野　秋浩	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
斉藤　春美	田代運送㈱	坂口　雄一郎	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
坂口　正和	田代運送㈱	豊田　裕一	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
中津濱　学	田代運送㈱	長濵　秀文	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
吉井　隆雄	田代運送㈱	西村　健児	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
跡上　卓也	マルイ運輸㈱	中間　弘久	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
八郷　定治	出水運輸センター㈱	古市　利秋	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
山下　一視	出水運輸センター㈱	保科　一美	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
銭貫　和利	福澤運送㈱	納沢　良一	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
川原　裕一	福澤運送㈱	中村　哲郎	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
櫻井　佳之	日本通運㈱鹿児島支店	末原　就輝	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
児玉　裕一	日本通運㈱鹿児島支店	南竹　雅之	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店

（3）10 年以上（65 名）

氏　　名	会　社　名	氏　　名	会　社　名
樋高　和美	鹿児島通運㈱	古別府　敬志	㈱外薗運輸機工
鎌田　貴史	㈱エーシーネットワーク	今西　良二	幸洋運輸㈲
石元　彰真	㈱エーシーネットワーク	井川　剛司	幸洋運輸㈲
山田　隆治	㈱エーシーネットワーク	山本　節雄	マルイ運輸㈱
横谷　隆二	㈱エーシーネットワーク	竹永　重人	出水運輸センター㈱
重村　勝美	安全産業㈱	牟田　重信	出水運輸センター㈱
三輪　一隆	安全産業㈱	崎口　孝行	出水運輸センター㈱
山口　修	安全産業㈱	中村　進	出水運輸センター㈱
前田　雅茂	安全産業㈱	杉原　耕作	出水運輸センター㈱
南　淳一郎	安全産業㈱	小林　史仁	愛甲運送㈲

堀　英行	㈱肥後産業	下野　弘幸	内田運輸㈱鹿児島営業所
釜付　泰雄	㈱肥後産業	森田　洋	㈲川越産業
宮脇　守	㈱肥後産業	池田　一郎	㈲川越産業
丸山　純一	㈱肥後産業	柳原　裕一	福澤運送㈱
田ノ上　峰二	㈱肥後産業	加藤　慎吾	福澤運送㈱
中山　昭二	㈱肥後産業	安山　一秋	福澤運送㈱
野添　剛史	㈱肥後産業	大竹山　弘一	福澤運送㈱
坂本　竜二	㈱肥後産業	多賀　豪紀	㈲総合運輸
前迫　裕	㈱肥後産業	橋口　孝弘	日本通運㈱鹿児島支店
勇　政広	㈱丸五運送	坂元　恭平	日本通運㈱鹿児島支店
岡﨑　隆司	㈱丸五運送	中園　晃	日本通運㈱鹿児島支店
下田代　猛	㈱丸五運送	牧山　純治	日本通運㈱鹿児島支店
西村　進	㈱昭和貨物	大迫　広幸	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
野間　紘介	㈱昭和貨物	濵畑　翔太	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
大坂　孝輔	㈱昭和貨物	横道　岳	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
徳永　洋一	㈱昭和貨物	福重　文啓	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
池袋　和志	システム物流㈱	鞘脇　大志	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
日高　勇作	㈱にしけい　鹿児島支社	山内　明日香	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
青手木　真也	㈱にしけい　鹿児島支社	山本　章裕	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
中西　明	㈱にしけい　鹿児島支社	森下　大剛	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
三原　康一	㈲昭和コーポレーション	泰江　誠	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
栗野　謙二	山川貨物自動車㈱	大重　雅弘	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
山田　英樹	㈱外薗運輸機工		

（従業員の部）

（1）30 年以上（16 名）

氏　名	会　社　名	氏　名	会　社　名
大脇　憲一	日本貨物㈱	松本　達郎	日本通運㈱鹿児島支店
桝満　茂美	日本貨物㈱	池田　昭二	日本通運㈱鹿児島支店
徳留　良一	日本貨物㈱	大保　仁志	日本通運㈱鹿児島支店
上原　哲也	出水運輸センター㈱	川井田　健	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
鈴木　京子	出水運輸センター㈱	原口　幸徳	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
諏訪　大秋	出水運輸センター㈱	焼山　範行	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
鎌込　勇二	㈱坂東島運輸	内村　秀幸	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
久永　正人	㈱坂東島運輸	竹之内　芳洋	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店

（2）20 年以上（33 名）

氏　名	会　社　名	氏　名	会　社　名
泊　明人	安全産業㈱	山下　浩二	出水運輸センター㈱
永浜　義弘	㈱昭和貨物	栗林　健一	日本通運㈱鹿児島支店
福田　朝文	日本貨物㈱	髙橋　雄一	日本通運㈱鹿児島支店
戸内　清満	日本貨物㈱	矢野　尚道	日本通運㈱鹿児島支店
前野　章一	日本貨物㈱	菅沼　康夫	日本通運㈱鹿児島支店
川原　ひとみ	日本貨物㈱	米澤　秀之	日本通運㈱鹿児島支店
白石　正美	日本貨物㈱	大磯　健一	日本通運㈱鹿児島支店
徳留　里子	田代運送㈱	木村　京美	日本通運㈱鹿児島支店
橋口　ひろみ	田代運送㈱	藤田　大輔	日本通運㈱鹿児島支店
井手上　俊	マルイ運輸㈱	片山　太郎	日本通運㈱鹿児島支店
嶌村　祐二	マルイ運輸㈱	中薗　大輔	日本通運㈱鹿児島支店
谷口　薫	マルイ運輸㈱	中間　康太	日本通運㈱鹿児島支店
松村　恵	マルイ運輸㈱	宮之原　俊介	日本通運㈱鹿児島支店
池田　清吉	マルイ運輸㈱	前久　紀代美	日本通運㈱鹿児島支店
石田　三好	マルイ運輸㈱	小山　徹	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
柏木　一夫	マルイ運輸㈱	今村　竜二	ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店
杉本　伴紀	出水運輸センター㈱		

無事故事業所表彰

（30 事業所）

事業所名	事業所名
鹿児島海陸運送㈱　谷山営業所	㈱薩州産業　南栄営業所
鹿児島海陸運送㈱　海陸トランスポートセンター	㈲日置運送　本社営業所
南国輸送㈱　鹿児島セメント営業所	㈲南陸運輸　本社営業所
南国輸送㈱　鹿児島石油営業所	㈲南陸運輸　蒲生営業所
南国輸送㈱　大峯営業所	㈲ヒガシマル運輸　本社営業所
南国輸送㈱　志布志営業所	㈲伊地知運送　本社営業所
南国輸送㈱　錦江営業所	沖田産業㈱　本社営業所
㈲小野興産　本社営業所	マルイ運輸㈱　本社営業所
㈲小野興産　姶良営業所	㈲宮内運送　本社営業所
㈱トランスポート九州　本社営業所	㈲末吉運送　本社営業所
㈲福満運輸　本社営業所	㈱タチワキ　本社営業所
㈱肥後産業　鹿児島支店	㈲川越産業　本社営業所
㈱肥後産業　隼人支店	㈲日の丸運輸　本社営業所
㈲丸商　本社営業所	㈲ドリーム　本社営業所
㈱にしけい　鹿児島支社	㈲ドリーム　垂水営業所

会長就任のご挨拶

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会　長　　鳥部　敏雄

会員の皆様には、日頃より協会活動へのご理解ご協力をいただき、感謝申し上げます。

私、先日の総会において会長に就任いたしました。新型コロナウィルス禍の中、そして、働き方改革などの大きな懸案が山積する中での就任となりました。責任の重大さを痛感いたしております。

終息が見えないコロナ禍の中、物流を途絶えることなく維持して頂いている、会員事業所の皆様、特にドライバーの皆様には様々な風評がある中、業務に精励されておられますことに、改めて感謝と敬意を表しますとともに、今後とも感染リスクを回避して頂きながら継続いただけるようお願い申し上げます。

さて、我々物流事業者は安全第一であります。昨年は残念ながら６件もの死亡事故が発生いたしました。協会としましては、Ｇマーク事業を積極的に推し進めてまいりました。昨年は、取得伸び率全国１位を達成できました。会員の皆様の意識の高さと、ご努力に感謝申し上げます。今後とも安全の証であるＧマークの取得率向上に努めてまいります。ご協力をお願いします。

また、４月には国土交通省により標準運賃が告示されました。念願でもありました適正運賃の収受に向けて指標が示されました。会員の皆様におかれましては、これを好機ととらえて頂き、荷主交渉をお願いします。これにより、労働条件の改善が図られ、人手不足が解消されていくことを願っております。協会としましても、浸透できるようセミナーなどを実施してまいります。会員の皆様の参加をお願いします。

などなど協会が取り組むべき事案は多くございます。政治、行政に対しても社会や業界の役に立つ要望を今後も推進して参ります。何卒、協力後押しをお願いします。

役職員一丸となり様々な課題に取り組んでまいる所存であります。会員の皆様の更なるご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会長退任のご挨拶

公益社団法人鹿児島県トラック協会
前会長　　中村　利秋

令和２年６月17日に開催されました「令和２年度定時社員総会」におきまして、私儀、中村利秋は会長を退任いたしました。

鹿児島県トラック協会の役員として平成14年６月に理事を引き受け、その後、平成26年６月に副会長、平成28年６月に会長を拝命し、18年間にわたり務めさせていただきました。その間、理事、監事の皆様はもとより、会員事業所の皆様、そして協会事務所職員の皆様の絶大なるご支援、ご協力を頂きました事に心から感謝とお礼を申し上げます。

業界には様々な問題が山積しております。今後は鳥部会長の新体制のもと、鹿児島県トラック協会が「県民のための協会」「会員のための協会」として、より一層発展されますようご祈念を申し上げます。そして、会員の皆様におかれましては私に頂きましたご支援以上に新体制へのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

会員の皆様方の今後ますますのご健勝とご発展をお祈りし、業界並びに協会のさらなる発展を心から祈念申し上げ退任の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

役員退任の挨拶

前理事　　脇　通吉

平成 22 年 6 月の就任以来、監事及び理事として 10 年間務めさせていただきました。

これもひとえに、支部会員並びに協会役職員の皆様方の絶大なるご理解とご協力があったからでございます。

理事会では、いろいろと発言いたしましたが、鹿児島県トラック協会を少しでも良くしていきたいとの思いからでございました。

この度、理事の役目を全うし、退任することになりました。

心から感謝申し上げるとともに、末筆ではございますが、鹿児島県トラック協会の益々のご発展と皆様方のご健勝をお祈り申し上げます。

前理事　　末永　知広

任期中は、会員事業所、協会職員の皆様より多くのご指導ご協力を賜り本当に有難うございました。

コロナの影響でテレワークという働き方が浸透してきましたが、トラック運送業はドライバーが運転し、物を運ばねば成り立たない仕事であり、社会に必要不可欠な仕事であることが再認識されたのではないかと思います。

これを機にドライバーの処遇改善と社会的地位の向上が図られ業界が発展し、会員の皆様が無事故でさらに繁栄されますようお祈り申し上げます。

前理事　　田所　泰博

県ト協の員外理事を拝命して、早いもので 10 余年が経ちました。

この間 4 人の会長さんに仕えましたが、何ひとつお役に立てず申し訳なく思っております。一番記憶に残るのは公益法人化の大事業です。膨大な資料、理事と事務局との活発なやり取り、意見集約に努める幹部のご苦労。こんな緊張感あふれる場面はもうないかもしれませんが、業界の発展に真摯に向き合う役員の皆様の益々のご活躍をお祈り申し上げます。

最後に、皆様に親しく接して頂き心から感謝です。大変お世話になりました。

前監事　　伊福　透

平成 16 年の総会において監事就任を承認されて以来、16 年間監事、理事又監事として勤めさせて頂きました。

その間、会長、専務、常務が変わり、だんだん若返り、社団法人から公益法人に移行し無事責務を終えることが出来ました。これも一重に会長始め協会事務局の皆様方の御指導、御協力によるものと心から感謝しております。

最後に業界並びに協会の発展を心から祈念申し上げますと共に退任の挨拶に代えさせていただきます。

前監事　有村　住美

この業界一筋の人生でした。トラ協も、青運会から始まり親会にも参加させて頂き感謝しています。

一般から公益になる頃に死亡事故を起こして理事を退任させて貰いご迷惑を掛けました事を、お詫び申し上げます。以後トラ協の役員はしないと考えていましたが、その後に監事をする事になりました。70 歳を超えた今、貴重な体験をさせて頂いた事に感謝しています。

これからも、業界の牽引役としてトラック協会の益々のご発展と、ご繁栄をご祈念申し上げます。

前顧問　有馬　泰祐

昭和 40 年東京オリンピックの翌年に有馬運送に入社致しました。

それ以来 55 年鹿児島県トラック協会とのおつきあいが始まりました。

30 数年間協会役員をさせていただき色んな事を勉強しました。

外薗会長、黒木会長の時は副会長として一緒に協会の仕事をさせていただいた事など、なつかしい思い出ばかりです。

有馬運送入社当時はバブル時代で休日はお盆とお正月位だったと思います。無我夢中で仕事一筋で頑張ってきましたが、その間オイルショック、鹿児島 86 水害、リーマンショック等景気に左右されたことでした。

なんとか今日までやってこれましたのも、お得意様や協会員の皆様、自社社員のお陰だと感謝しております。厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染警戒のなか、まだまだ油断できない状態が続くと思われます。

協会の益々のご繁栄と会員皆様のご健康をお祈り申し上げます。

役員就任の挨拶

理事　松下　桂子

鹿児島・種子屋久支部定例会にてはからずも支部長に選任され、先日の総会において理事に就任いたしました。初代の女性理事ということでその責務の重さを十分に感じております。まだまだ未熟ではございますが、少しでも協会の発展のために尽力いたしたいと思っております。

現在のトラック運送業界では、人材不足、労働時間法令遵守など課題は山積みですし、加えて新型コロナウイルスに対する感染予防策や、差別の問題など大変な世の中になっておりますが、皆様方と共に乗り越え克服して、明るい未来のある業界になるように邁進してまいりますのでご指導とご協力をよろしくお願い致します。

理事　冨永　健吾

この度新しく理事を務めさせていただく事になりました日本通運株式会社鹿児島支店の冨永健吾と申します。

我々運送業界を取り巻く環境は新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、以前にも増して厳しい状況ではございますが、微力ながら業界発展のため尽力していく所存でございます。

会員の皆様には、格別のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

理事　森　淳一郎

先日の総会において、大隅北支部長として理事に就任いたしました。
我々運送業界においては、人材確保や労働環境の改善など多くの課題が山積しておりますが、業界発展のため、会員の皆様とともに尽力してまいります。
また、支部活動は協会事業の重要な取組みです。支部活動を通して地域会員相互の連絡協調を図るための活動を積極的に行ってまいります。
会員の皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

理事　久木田　義朗

最初に、新型コロナウイルス感染拡大や緊急事態宣言が発令される厳しい状況の下、社会生活の維持に不可欠な運輸事業の遂行に努められている皆様に敬意と感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。
先日の総会において新しい理事に就任させて頂きました。学識経験者としては力不足とは思いますが、従来の課題に加え、コロナへの対応やコロナ後の社会・経済等の変化によって生じる課題への対応など少しでもお役に立てるよう尽力したいと思います。

常務理事　山崎　洋一

この度、常務理事に事務局長兼務で選任されました。
協会に入局して今年度で 30 年目を迎える節目の年に、職員から初めて登用という大役を仰せつかり、身の引き締まる思いです。
事務局の仕事は、会員の皆さんと常に会話を行い、その事業所のことをよく理解した上で業務を行うことと、入局当時、会員事業所の社長さんからご指示をいただき、それを教訓として今まで取り組んできました。
職員からの常務理事として、この教訓を基本に、協会全体のことについてしっかりと取り組んでいきたいと思います。

監事　永江　信彦

令和 2 年度定時社員総会の承認を得て、本協会の監事をお引き受けすることになりました有限会社幸産業の永江信彦と申します。
運送業界を取り巻く環境も年々厳しさが増しておりますが、このような状況下、大変重責を感じております。
至らないところも多々あるかとは存じますが、先輩諸氏のご指導を仰ぎながら、微力ではございますが本協会並びに会員の皆様のお役に立てればと思っておりますので、ご指導ご鞭撻の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

監事　尾嶋　錠治

令和 2 年度定時社員総会の承認を得て、新しい監事就任致しました。
運送事業を取り巻く情勢は極めて厳しい折ですが、会員の皆様方のお役に立てるように協会の健全な運営と発展のため微力ながら専心努力致したいと思っています。
何卒よろしくご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度第1回経営・近代化促進委員会

月 日 令和２年６月２日(火)

場 所 鹿児島県トラック研修センター

委員９名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

（協議事項）

・第 44 回（令和 2 年度）第 1 期近代化基金融資推薦申込みの審査について

第 1 期の申込み審査の結果「ポスト新長期融資」16 件 345,740 千円を推薦し、その後審査事項等について、協議・意見交換を行いました。

農産物等の物流効率化に関する要望書を鹿児島労働局、鹿児島運輸支局へ提出

月 日 令和２年６月３日(水)

場 所 鹿児島労働局、鹿児島運輸支局

小川正浩食料品部会長は、鹿児島労働局の小林剛局長と鹿児島運輸支局の江隈幸弘次長に対し、九州各県トラック協会長連名による「農産物等の物流効率化に関する要望書」を提出し、意見交換を行いました。

今回の要望活動は、国土交通省、厚生労働省、農林水産省が連携して「物流とパッケージした農業施策の国家的な方向性」を示してもらうのが目的で、少子高齢化で事業承継が困難な生産農家が丹精込めて育てた穀物や野菜、果物を、トラック事業者は鮮度を維持したまま、関東、関西など遠隔地の消費者に届け、国民の食生活と食の安全を守る社会的使命と責任があるとし、九州ブロック食料品部会が中心となってトラック運送業界が直面する課題をとりまとめて提起したものです。

【要望の主な内容】

1. 九州地区の農産物等の物流特性を考慮した改善基準告示見直しの検討

2. 国土交通省及び農林水産省共催の農産物等の物流効率化とドライバーの労働環境改善・持続的なトラック輸送の確保に向けた懇談会の継続

3. 商慣習の見直し

①卸売市場での到着時間の指定やドライバーによる運送以外の役務等の提供及びリードタイムについて抜本的な商慣習の見直し

②「標準貨物自動車運送約款」に基づき、運送の対価としての「運賃」と運送以外の役務の対価としての「料金」等を適正に収受できる取引環境の整備

4. 物流に配慮した高速道路料金の確立

①高速道路料金の割引率の拡充

②一時退出の通算料金の拡充

③ SA・PA の整備拡充

鹿児島労働局

鹿児島運輸支局

トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第2版)

全日本トラック協会では、トラック運送業界における「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン（第２版)」を策定しましたのでお知らせします。

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月28日（令和２年５月４日変更)、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、トラック運送業界における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏ま

えた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
・国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

・従業員に対して、可能な限り朝夕 2 回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)
・発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針[1]などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
・従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(3) 通勤

・テレワーク (在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差出勤、ローテーション勤務 (就

[1] 日本渡航医学会 - 日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など (https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf)

労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休３日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
・自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
・それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

(4) 事業所での勤務

・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
・従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
・飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ２メートルを目安に広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低１メートルあける等の対策を検討する。)。
・窓が開く場合、１時間に２回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板･透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
・会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低１メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
・少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
・オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
・採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施するなど工夫する。
・テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン[2]などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。

[2] 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」（www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf）等を参照

・事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース

・共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても２メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
・休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。
・食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、２メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

・便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
・便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
・ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(7) 車両・設備・器具

・ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。
・車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(8) 運転者に対する点呼

・対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」

を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。

・疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。

・始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。

・酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌[3]することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

(9) 運行中

・２名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。

・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。

・気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離（2 メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす[4]。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。

・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。

・作業は１人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。

・共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いを行う（アルコール消毒可）。

---

[3] アルコール検知器の除菌にあたっては、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシ（アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」https://j-bac.org/topics/2020/95195/）を参考にすることが望ましい。

[4] 環境省・厚生労働省リーフレット「令和２年度の熱中症予防行動」
（https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf）
環境省「令和２年度の熱中症予防行動の留意点について ～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～
（https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf）
厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html）

（10）事業所等への立ち入り

・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

（11）従業員に対する協力のお願い

・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を８割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
・発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
・取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

（12）利用者に対する協力のお願い

・事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。
・非対面・非接触の配送形態である「置き配」について、ガイドライン[5]を参照しながら活用への理解を促す。

（13）感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

・保健所、医療機関の指示に従う。
・従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。

---

[5]「置き配の現状と実施に向けたポイント（令和２年３月経済産業省・国土交通省）」（http://www.mlit.go.jp/common/001335954.pdf）

・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

・保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

（14）その他

・総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

・新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、公益社団法人全日本トラック協会が新型インフルエンザの感染予防対策のために作成したガイドライン[6]も参考にする。

（以上）

新型インフルエンザの感染予防対策のために作成したガイドラインは全日本トラック協会ホームページからダウンロードできます。

◆全日本トラック協会ホームページ

HOME ＞ 会員の皆様へ ＞ 安全対策 ＞ 新型コロナウイルス関連情報 ＞ 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

[6]「物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン（緊急対策マニュアル）」（http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/pdf/inhuruenza.pdf）
「新型インフルエンザ対策ガイドライン緊急対策マニュアル副読本」（http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/influ/img/kinkyu_taisaku_manual_sub.pdf）

新型コロナウイルス感染症に関する支援策

経済産業省　　中小企業庁

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業を余儀なくされるなど
事業継続にお困りの中堅・中小企業、小規模事業者
フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

【中小法人・個人事業者のための】

持続化給付金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比 **50％以上減少**している事業者の方は、
事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。
（今年 12 月までに売上が 50%以上減少した月がある事業者が対象。**令和 3 年 1 月 15 日まで申請が可能です。**）

給付内容

中堅・中小企業、小規模事業者	上限 **200万円**
フリーランスを含む個人事業者	上限 **100万円**

給付額：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50％月の売上 ×12か月）

申請方法

新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、迅速かつ安全に給付を行うため、
電子（オンライン）申請で受け付けます。
パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。

パソコンでの申請は
持続化給付金　検索

スマホでの申請は

「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます。

持続化給付金コールセンター

0120-115-570　IP電話番号 03-6831-0613
お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページやFAX、LINEもご活用ください。

［受付時間］8:30~19:00
（5、6月中は全日対応）

FAXでも情報が取り出せます。

LINEでもお問い合わせを受け付けています。
LINE ID：@kyufukin_line

※コールセンターでは、不正受給の内部通報にも対応しています。

ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために
「申請サポート会場」を順次開設しています。

ご利用に際しての注意点や、開催場所などの詳細につきましては順次、ホームページへ掲載していきます。なお、新型コロナウィルス感染防止のため、事前予約が必要となります。ご来場の際は、必要事項を書いた紙と、必要書類のコピー（できれば現物も）をご持参の上、お越しください。事前予約の方法等、詳細はホームページをご確認ください。

持続化給付金の申請手続き方法

「申請」の前に準備！

1 まず、必要書類を揃えてください。

法人

- 確定申告書別表一*の控え（1枚）及び法人事業概況説明書の控え（2枚）計3枚
  （対象月の属する事業年度の直前の事業年度分）
  ＊少なくとも確定申告書別表一の控えには収受印（e-Taxの場合は受信通知）が必要です。

- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
  （2020年〇月と明確な記載があるもの）

- 法人名義の口座通帳の写し（法人の代表者名義も可）
  ※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
  ※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

個人

- 青色申告の場合
  2019年分の確定申告書第一表*の控え（1枚）と所得税青色申告決算書の控え（2枚）計3枚
  （2019年分の確定申告書第一表の控え1枚のみも可。ただし白色申告の場合と同様に2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。）

白色申告の場合
2019年分の確定申告書第一表*の控え（1枚）計1枚
＊少なくとも確定申告書第一表の控えには収受印（e-Taxの場合は受信通知）が必要です。

- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
  （2020年〇月と明確な記載があるもの）

- 申請者本人名義の口座通帳の写し
  ※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
  ※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

- 本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書*）
  ＊運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書など。

上記を保有していない場合は「住民票の写し及びパスポート」「住民票の写し及び各種健康保険証」の組合せで代替することができる。

詳しくはホームページでご確認ください。

2 次に、必要書類をデータ化してください。

パソコンの場合は

必要書類をスキャンして
パソコンに取り込んでください。

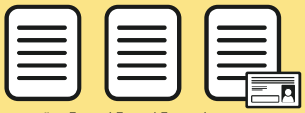

※形式は「PDF」「JPG」「PNG」のいずれかでお願いします。

スマホの場合は

必要書類を撮影して
写真をスマホに保存してください。

「申請」の操作はカンタン！

1 「持続化給付金」ホームページにアクセス。

持続化給付金　検索

スマートフォンでもご利用可能です。

2 メールアドレスを入力し、仮登録してください。

申請ボタンをクリック
↓
メールアドレスを入力
↓
仮登録が完了

3 確認メールから、本登録へ。

メールに記載のURLをクリック
↓
ログインID・パスワードを登録
↓
本登録が完了

4 マイページに各種情報を入力してください。

法人または個人の 基本情報
↓
売上額　※入力すると申請金額を自動計算
↓
口座情報　通帳の写しをアップロード

5 必要書類を添付してください。

確定申告書類の控え
売上減少となった月の売上台帳等の写し
個人の場合は本人確認書類の写し

これで申請手続きが完了です。

持続化給付金事務局にて、申請内容を確認
※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送
ご登録の口座に入金されます。

申請する際のご注意

事後的に申請内容に虚偽が明らかになった場合は返納を求めることがあります。虚偽内容が特に重大または悪質な場合には事業者名等を公表します。さらに特に悪質なものについては刑事告発等を行う可能性があることもありますのでご注意ください。

⚠「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください。

変だぞ！相談したいと思ったら
持続化給付金コールセンター
0120-115-570まで

もしかして詐欺？不安になったら
最寄りの警察署か
#9110（警察相談専用電話）まで

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、４月１日から９月30日までを緊急対応期間と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において、さらなる特例措置を実施いたします。
（６月12日に、緊急対応期間を９月30日まで延長しました）

特例以外の場合の 雇用調整助成金	**４月１日から９月30日までの期間** 感染拡大防止のため、この期間中は **全国で**以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 （3か月10%以上減少）	生産指標要件を緩和 **（1か月５%以上減少）**
被保険者が対象	**雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成** **（緊急雇用安定助成金(4/1創設)）**
助成率　2/3（中小）1/2（大企業）	**助成率　4/5(中小)、2/3(大企業)** **※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、** **10/10（中小）、3/4（大企業）**
日額上限額　8,330円	日額上限額　**15,000円**
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日**～6月30日**） **5月19日～は提出不要**
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
６か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 １年100日、３年150日	同左**＋上記対象期間**
短時間一斉休業のみ	**短時間休業の要件を緩和**
休業規模要件　1/20（中小）、1/15（大企業）	**併せて、休業規模要件を緩和** **1/40（中小）、1/30（大企業）**
残業相殺	**残業相殺を停止**
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率　2/3（中小）1/2（大企業） 加算額 1,200円	**助成率　4/5(中小)、2/3(大企業)** **※解雇等を行わず、雇用維持をしている場合、** **10/10（中小）、3/4（大企業）** **加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業）**
出向期間要件　３ヶ月以上１年以内	出向期間要件　**１ヶ月以上**１年以内

※赤字は特例による拡大措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の方へ

令和２年６月12日

雇用調整助成金の受給額の上限を引き上げます

受給額の上限を引き上げます
（1人あたり日額8,330円⇒15,000円）

企業規模にかかわらず、すべての事業主に適用

解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を10/10（100%）に拡充します

- **令和２年４月１日から９月30日まで**の期間を１日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です
- **すでに受給した方・申請済みの方にも適用**されます（裏面へ）
- これから支給申請を行うものは、厚労省ＨＰの様式をご活用ください

<様式はこちら>

- 雇用調整助成金だけでなく、**緊急雇用安定助成金も対象**です

「解雇等をせず雇用維持に努める」とは

・令和２年１月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までに、解雇等を行っていないこと
（解雇とみなされる有期雇用労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。また、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます）

・賃金締切期間（判定基礎期間）の末日時点の従業員数が、令和２年１月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までの各月末時点の従業員数の平均の５分の４以上であること

（裏面へつづく）

追加支給について

支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

- 追加支給の**手続きは「不要」**です
- **差額（追加支給分）も含めて支給**します

※　審査の状況によっては、差額（追加支給分）を令和２年７月以降順次お支払いする場合があります。

すでに支給決定された事業主の方

- 追加支給の**手続きは「不要」**です
- **すでに支給した額との差額（追加支給分）は後日支給**します

差額（追加支給分）は令和２年**７月以降**順次にお支払しますので、
今しばらくお待ちください

支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し（増額し）従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方

- 追加支給の**手続きが「必要」**です
- 令和2年**９月30日**までに次の書類をご提出ください

「再申請書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」
「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」
「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」

＜様式はこちら＞

現在、非常に多くの申請をいただき順次審査をしていることから、お問い合わせをいただいても、個別の手続きの状況や支給決定日などをお示しできない状況です。

大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、追加支給を希望しない場合は、お手数ですが、下記「申請・お問い合わせ先」までご連絡ください。

申請・お問い合わせ先

都道府県労働局・ハローワーク

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課（助成金センター）およびハローワークまでお問い合わせください。

雇用調整助成金　検索

中小企業向け資金繰り支援内容一覧表（6/15時点）

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry

※ 詳しい情報は支援策パンフレットでご確認ください。

①個人事業主向け（小規模に限る）

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高5%以上減少なら	実質無利子	お近くの民間金融機関（セーフティネット保証５号）	・最大4000万円、当初３年間利子補給 ・融資期間10年、うち据置5年以内 ・信用保証協会利用にかかる保証料ゼロ
		日本政策金融公庫（コロナ特別貸付）	・中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初３年間利子補給
		商工組合中央金庫等（危機対応融資）	・最大2億円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初３年間利子補給
売上の減少幅に関係なく	貸付	日本政策金融公庫（セーフティネット貸付）	・国民事業最大4800万円 ・設備15年、運転8年、うち据置3年以内　等
スタートアップ・再生支援等	資本性劣後ローン	日本政策金融公庫（コロナ資本性劣後ローン）	・国民事業最大7200万円（別枠） ・貸付期間5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

②小・中規模企業者向け（①以外）

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高20%以上減少なら	実質無利子	日本政策金融公庫（コロナ特別貸付）	・中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初３年間利子補給
		商工組合中央金庫等（危機対応融資）	・最大2億円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初３年間利子補給
小規模*		お近くの民間金融機関（セーフティネット保証4号、危機関連保証）	・最大4000万円、当初３年間利子補給 ・融資期間10年、うち据置5年以内 ・信用保証協会利用にかかる保証料ゼロ
売上高15%以上減少なら	低利融資	日本政策金融公庫（コロナ特別貸付）	・中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初３年間基準金利▲0.9%
小規模*ではない		商工組合中央金庫等（危機対応融資）	・最大2億円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初３年間基準金利▲0.9%
売上高5%以上減少なら	保証料補助	お近くの民間金融機関（セーフティネット保証５号）	・最大4000万円 ・融資期間10年、うち据置5年以内 ・信用保証協会利用にかかる保証料を1/2補助
売上の減少幅に関係なく	貸付	日本政策金融公庫（セーフティネット貸付）	・中小事業最大7.2億円、国民事業最大4800万円 ・設備15年、運転8年、うち据置3年以内　等
スタートアップ・再生支援等	資本性劣後ローン	日本政策金融公庫（コロナ資本性劣後ローン）	・中小事業最大7.2億円（別枠） ・国民事業最大7200万円（別枠） ・貸付期間5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）
		商工組合中央金庫等（危機対応融資）	・最大7.2億円（別枠） ・貸付期間5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

【融資窓口金融機関】
日本政策金融公庫、商工中金、鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、宮崎銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行
（県内営業店に相談してください）

【相談窓口】
鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課、商工会議所、各商工会、鹿児島県信用保証協会

新型コロナウィルスに係る感染防止対策の再徹底と運送事業者に対する差別的取扱いを受けた場合にはお知らせください

令和２年５月８日

会　　員　　殿

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会　長　　中　村　利　秋

新型コロナウィルスに係る感染防止対策の再徹底と運送事業者に対する差別的取扱いについての情報提供について（お願い）

平素より当協会の業務運営に対し、ご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今年１月に新型コロナウィルス感染が確認されてから３か月余りが経過しましたが、感染拡大は収まらず、全国で１万５千人を超える感染者が確認されております。

感染防止を図るため国においては、４月７日に「緊急事態宣言」を発令し、全国民に感染防止対策の取組みの徹底を促していることから、下記の感染防止対策の再徹底及び運送事業者に対する差別的取扱いに関する情報提供についてお願いいたします。

記

1. 新型コロナウィルスに係る感染防止対策の再徹底について

会員事業所におかれましては、感染防止対策に取り組まれていると思いますが、

ア　国が示している感染防止対策の基本である「①手洗い」、「②咳エチケット」、「③マスクの着用」を徹底すること

イ　「3つの密」（密閉、密集、密接）を避ける行動を徹底すること

ウ　事業所内の消毒及び従業員等の健康管理に努めること

など、新型コロナウィルスへの感染防止対策を再徹底されますようお願いいたします。

2. 運送事業者に対する差別的取扱いについての情報提供について

私たちトラック運送事業者は、国民生活と産業活動を支える公共的物流サービスの担い手として、鹿児島県の農畜水産等の生産物を東京、大阪などの大消費地へ輸送しています。

しかしながら、新型コロナウィルス感染の恐怖を抱えながら、日夜懸命に活動している運送事業所の従業員やその家族に対する偏見や差別に関する相談が県ト協にも寄せられていることから、国や県等へこれらの相談に対する是正の要請を行っています。

県ト協では引き続き、国や県等に対し、根拠のない差別的取扱いについての是正要請を行うこととしておりますので、会員事業所の従事者やその家族に対する根拠のない差別的取扱いに関する情報がありましたら、**別紙**にその内容をご記入いただき、県ト協までFAX（099-261-1169）でのご連絡をお願いいたします。

別　紙

新型コロナウイルスに関する運送事業者（従業員、その家族などを含む）に対する差別等について

事業者名： TEL：	記入者：

新型コロナウイルス感染者確認時の速報のお願い

令和２年４月10日

会員事業者　様

公益社団法人　鹿児島県トラック協会

新型コロナウイルス感染者確認時の速報方について（お願い）

既に皆様ご存知のとおり、福岡県では新型コロナウイルス感染拡大により国による緊急事態宣言がなされ、同ウイルスがどこで発生してもおかしくない状況です。

この度、国土交通省より運送事業者において同ウイルス感染者が確認された場合の聞き取り項目が示され、鹿児島運輸支局より報告の要請がありましたので、会員事業者において、同ウイルス感染者が確認された場合には、速やかに鹿児島県トラック協会に電話連絡していただくとともに、別添の調査票により報告していただきますようお願い致します。

調査項目が多くご迷惑をおかけしますが、よろしくお願い致します。

【連絡先】

公益社団法人鹿児島県トラック協会　適正化事業課

TEL：099－210－9498

FAX：099－262－5500

（別添）

新型コロナウイルス感染症に係る調査票

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

御担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．ご報告いただきたい項目

ご報告いただきたい項目については、下記「〇」のとおり。

なお、必要に応じて下記「・」の項目についても、ご連絡いただければ幸いです。

※「〇」：必須項目、「・」：任意項目

①所属営業所

〇所属営業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②乗務員概要

〇乗務員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・氏名のふりがな

〇年齢（何歳代か）＿＿＿＿＿＿＿＿歳または＿＿＿＿＿＿歳代

・同居人（妻、息子等）

・同居人の健康状態（陽性者はいないか、検査を受けたか）

〇乗務員の在住地（市町村単位）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③乗務状況、症状の経緯等

〇発症前後の出勤日、乗務状況　※日報の写しも頂けますでしょうか

〇乗務時にマスクを着用していたか＿＿＿＿＿＿していた　・　していない

〇発症日、発症状況（発熱等）

〇医療機関受診日　　月　　日
〇PCR 検査実施日　　月　　日
〇陽性判明日　　月　　日
〇感染源（不明な場合は、その旨）

・その他特記すべき事項がありましたら、ご記入下さい

④その他

〇当該営業所の他の従業員の健康状態、自宅待機状況

〇（当該事業者の他の従業員に濃厚接触者がいる場合）
濃厚接触者の人数、自宅待機状況

〇当該事業者の感染予防対策（マスク着用、消毒、換気等）

〇当該感染を受けて当該事業者がとった措置（営業所閉鎖等）

・（保健所からの指示があった場合は、）その指示内容

・その他　※事業者がプレスリリースを行っている場合は、当該プレス資料

令和2年6月30日から妨害運転「あおり運転」に対する罰則が施行されました

道路交通法の一部改正により、令和２年６月30日から妨害運転「あおり運転」に対する罰則が施行されました。

また、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律も改正され、令和２年７月２日から危険運転致死傷罪の対象となる行為が追加されました。妨害運転のような悪質・危険な行為により人を死傷させた場合には、危険運転致死傷罪（妨害目的運転）等にも当たる場合があり、さらに厳罰に処されることがあります。

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

❶ 妨害運転（交通の危険のおそれ）

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**（※10類型の違反。下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点 | **免許取消し**（欠格期間２年）

※前歴や累積点数がある場合には最大５年

❷ 妨害運転（著しい交通の危険）

❶の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点 | **免許取消し**（欠格期間３年）

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反　妨害（あおり）運転の対象となる10類型の違反

●「思いやり・ゆずり合い」の運転を！　●ドライブレコーダーをつけましょう！

●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく１１０番を！

改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃の告示

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和２年４月２４日
自 動 車 局 貨 物 課

トラック運送業に係る標準的な運賃を告示しました

～ 持続可能な物流の実現に向けて、取引の適正化・労働条件の改善を進めます ～

改正貨物自動車運送事業法により設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、本日、標準的な運賃の告示を行いました。法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すことにより、トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善を促進します。

１．背景

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図るため、一昨年末、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われました（※）。

※①・②については令和元年 11 月１日に、③については同年７月１日に施行済み。

このうち、「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和６年度から年間 960 時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたものです。

２．概要

標準的な運賃の告示制度については、国土交通省において、全国のトラック事業者の原価データの集計、適正な原価等の算出に係る作業等を行い、策定した標準的な運賃の案について、本年２月 26 日付けで運輸審議会への諮問を行ったところです。

同審議会における審理及び４月１４日付けの同審議会からの答申（※）を踏まえ、本日、別紙のとおり一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示を行いました（詳細は別紙「概要資料」を参照ください）。

※参考：運輸審議会答申（報道発表）
https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00_hh_000196.html

今後、トラック運送業における取引の適正化を通じて運転者の労働条件が改善され、持続可能な物流を実現できるよう、トラック事業者及び荷主向けに広く周知等を行ってまいります。

【問い合わせ先】
国土交通省自動車局貨物課　柳瀬、吉見、山城
TEL：03-5253-8111（内線：41333、41323）、03-5253-8575（直通）　FAX：03-5253-1637

改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について（告示：令和2年4月24日）

国土交通省

○ ドライバーの**労働条件の改善**等を図るため、**法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる運賃**を示すことが効果的との趣旨により、**「標準的な運賃の告示制度」**が創設。

○ 標準的な運賃は、**①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価**に、**②適正な利潤**を加えたものを基準。原価の算定に当たっては、**①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正**すること、**②コンプライアンスを確保**できることを前提。

1. 運賃表の設計方針

○運賃表の基本

⇒ 貸切（チャーター）を前提として、（1）距離制、（2）時間制の双方の運賃表を策定。また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

○車種等の違い

⇒ 車格別（2t, 4t, 10t, 20t）について設定。　・ドライバン型のトラックを基準として算出。※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定

○地域差 ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定。

2. 運賃と料金の考え方

⇒ 料金（待機時間料、高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等）については、運賃表とは別に項目を規定。

※待機時間料は、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定（30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入）。

3.「適正な原価」の考え方

○元請け・下請けの関係

⇒ 実運送事業にかかる原価等を基準に運賃を算出。

○減価償却費（車両）

⇒ 法定耐用年数とリース期間・融資期間等の実態を加味し、5年での償却を前提に算出。

○人件費

⇒ 全産業平均の時間当たりの単価を基準。

○間接費（一般管理費等）

⇒ トラック運送事業の平均値を使用。

○借入金利息

⇒ 営業外費用として、適正な原価に算入。

○帰り荷の取扱い

⇒ 実車率50%の前提で算出。

4.「適正な利潤」の考え方

⇒ 経常利益（営業外収入を除く。）として一定水準確保できるよう、自己資本に対する適正な利潤額を算定。

標準的な運賃［距離制運賃表：九州］

Ⅰ　距離制運賃表

九州運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（２トンクラス）	中型車（４トンクラス）	大型車（１０トンクラス）	トレーラー（２０トンクラス）
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	7,560	8,750	11,650	15,140

標準的な運賃［時間制運賃表・割増率等］

Ⅱ　時間制運賃表　　（単位：円）

種別			車種別／局別	小型車（2トンクラス）	中型車（4トンクラス）	大型車（10トンクラス）	トレーラー（20トンクラス）
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		北海道	280	340	510	710
			東北	280	340	510	710
			関東	280	340	510	720
			北陸信越	280	340	510	710
			中部	280	340	510	710
			近畿	280	340	510	710
			中国	280	340	510	710
			四国	280	340	510	710
			九州	280	340	510	710
			沖縄	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。）		北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
			東北	2,720	2,850	3,050	3,600
			関東	3,820	4,000	4,280	5,060
			北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
			中部	3,430	3,590	3,850	4,550
			近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
			中国	3,020	3,160	3,390	4,000
			四国	2,810	2,940	3,150	3,730
			九州	2,840	2,980	3,190	3,770
			沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

標準的な運賃［時間制運賃表・割増率等］

Ⅲ　運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	２割

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	２割

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前５時までに運送した距離	２割

Ⅳ　待機時間料

車種別／時間	小型車（２トンクラス）	中型車（４トンクラス）	大型車（10トンクラス）	トレーラー（20トンクラス）
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

Ⅴ　積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

Ⅵ　実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

Ⅶ　燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

Ⅷ　その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

標準的な運賃の活用に係る手続

標準的な運賃は、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すものであることから、運送事業者がこれを活用するに当たっては、原価及び利潤の考え方を参考としつつ、自らの運行実態等を踏まえて事業に係る原価及び利潤を計算した上で、実際に適用する運賃及び料金を設定し、運賃及び料金の種類、額並びに適用方法等について所定の届出を行う必要がある。また、原価の計算については、「原価計算要領について（平成 6 年自貨第 12 号）」も参考にされたい。

なお、標準的な運賃と同様の運賃を設定する場合には、運賃と料金とを区分して収受する旨が定められた運送約款として、独自に認可を受けた約款又は標準貨物自動車運送約款（平成 2 年運輸省告示第 575 号。平成 31 年 3 月 8 日最終改正）を使用し、運賃及び料金と併せて掲示を行う必要がある。

行政処分等との関係

標準的な運賃は、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すものであり、標準的な運賃と異なる運賃を収受したことのみをもって罰則が科されるなどペナルティを伴うものでない。

しかしながら、運送事業者において、社会保険に加入せず不当に原価を抑えて事業を行うなどの法令違反が確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成 21 年国自安第 73 号・国自貨第 77 号・国自整第 67 号）」による行政処分を行う。

また、荷主が一方的に、設定した運賃額より低い運賃で運送委託等を行う等により下請法・独占禁止法に違反する場合には、これらの法律に基づく処分の対象となるほか、不当に低い運賃額の支払いが運送事業者における過労運転・過積載運行を招くなど、荷主の行為が運送事業者の法令違反の原因となるおそれがある場合には、関係行政機関の長と連携し、法附則第 1 条の 2 による荷主への働きかけ等を行う。

【問合せ】
公益社団法人鹿児島県トラック協会　適正化事業課
TEL：099－210-9498

令和2年度運行管理者等基礎講習の案内

令和２年度運行管理者等基礎講習が下記のとおり開催されます。
※運行管理者試験を受験する方は、本講習の申込とは別に（公財）運行管理者試験センターへの受験の申請手続きが必要になります。

平成 27 年度より、基礎講習修了証に「旅客」、「貨物」を明示するようになりましたので、予約の際は、希望の業種に間違いのないよう確認してください。運行管理者試験の受験資格についても、旅客・貨物の試験区分に応じた基礎講習を修了した者と改訂されていますので注意してください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、講習を中止する場合がございますので、予めご了承ください。

☆実施機関：自動車事故対策機構

1．開催日時及び場所

開催日	会　場	所在地
7月15日（水）～7月17日（金）	鹿児島県市町村自治会館４階大ホール	鹿児島市鴨池新町 7-4

講習時間

1日目　10:00～17:00	2日目　10:00～17:00	3日目　10:00～15:30

※受付時間　**（初日）9:00～9:45**　（注）講習を修了するためには、３日間全ての出席が必要です。

2．申込み方法

①インターネット予約（**申込みは令和２年４月３日（金）から開始**）
NASVA ホームページ「http://www.nasva.go.jp/」から「講習の予約はこちらから」へ進み、申込み後は、必ず**「講習予約確認書」を印刷し、講習初日の受付時に提出**してください。

②インターネット以外の手続き（**申込みは令和２年４月15日（水）から定員に達するまで**）
鹿児島支所まで連絡（099-213-7250）ください。「基礎講習受講予約申込書」を FAX します。
必要事項を記入し、郵送（切手を添付した返信用封筒を添えて）にて申込みください。後日**「講習予約確認書」が返送されてきますので、講習初日の受付時に提出**してください。
なお、**システムの仕様により、インターネット予約優先**となります。

注：申込は先着順で受け付けており、**定員になり次第、申込みを締め切ります。**
締め切り：令和２年７月８日（水）

3．携行品

（1）「**講習予約確認書**」
（2）**受講料 8,900 円**　（税込）（※初日の受付時に現金で徴収します。）
（3）**写真１枚**　縦 3.0cm ×横 2.4cm（既に手帳の交付を受けている方は必要ありません）
（4）**運行管理者等指導講習手帳**（既に手帳の交付を受けている方）
（5）筆記用具等

4．講習修了証書等の交付

３日間の基礎講習を全て受講し、試問の結果が一定基準に達した方に、運行管理者等指導講習手帳（講習修了の証明）と、修了証書を交付します。

5．その他

（1）駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関の利用か、乗合せて来場ください。（**県庁には駐車できません。**）

☆実施機関：マジオドライバーズスクール

1．開催日時及び場所

開催日	会　場	所在地	定員
10月7日（水）～9日（金）	オロシティーホール第４会議室	鹿児島市卸本町６－12	45名
11月25日（水）～27日（金）	オロシティーホール第４会議室	鹿児島市卸本町６－12	45名
12月9日（水）～11日（金）	オロシティーホール第４会議室	鹿児島市卸本町６－12	45名
1月27日（水）～29日（金）	オロシティーホール中会議室	鹿児島市卸本町６－12	90名

講習時間

1日目　10:00～17:00	2日目　10:00～17:00	3日目　10:00～15:00

※受付時間　**（初日）9：30～9：50**　（注）講習を修了するためには、３日間全ての出席が必要です。

2．申込み方法

マジオドライバーズスクール鹿児島校「https://www.magionet.co.jp/kagoshima/」から「運行管理者講習」へ進み、受講申込書をダウンロードして、必要事項を記入の上、FAX または郵送でマジオドライバーズスクール鹿児島校安全教育センター課まで申込みください。送付された受講申込書に「受講受付印」を押印し FAX で返信します。講習実施日の１週間前までに必着でお願いします。

3．携行品

（1）**本人確認書類**（運転免許証等）　（2）**受講料 8,900 円**（税込）（※初日の受付時に現金で徴収します。）
（3）**写真 1 枚**　縦 3.0cm ×横 2.4cm（既に手帳の交付を受けている方は必要ありません）
（4）**運行管理者等指導講習手帳**（既に手帳の交付を受けている方）　（5）筆記用具等

4．受講時のご注意

（1）受講当日は開始時間に遅れないようにお越しください。遅刻された場合、受講が出来ません。
（2）申込み後に受講者の変更又はキャンセルの場合は必ず事前に連絡してください。
（3）駐車場に限りがありますので、できるだけ乗り乗り合せて来場ください。
（4）全てのカリキュラムを受講された方に対し、修了証を交付します。一部欠席等があると修了証の発行はできず、料金の返金もできません。

☆実施機関：串木野自動車教習所

1．開催日時及び場所

開催日	会　場	所在地
10 月 20 日（火）～ 22 日（木）	いちき串木野商工会議所	いちき串木野市旭町 178

講習時間

1 日目　10:00 ～ 16:40	2 日目　10:00 ～ 16:40	3 日目　10:00 ～ 14:40

※受付時間　**（初日）9:00 ～**　（注）講習を修了するためには、3 日間全ての出席が必要です。

2．申込み方法

串木野自動車教習所ホームページ「http://www.kushikino.co.jp/」から「運行管理者等指導講習」へ進み、受講申込書をダウンロードして、必要事項を記入の上、FAX または郵送で、有限会社 串木野自動車教習所まで申込みください。送付された受講申込書に「申込受付印」を押印し FAX で返信します。講習実施日の 1 週間前までに必着でお願いします。

3．携行品

（1）**「受付印済申込書」（コピー可）**　（2）**本人確認書類**（運転免許証等）
（3）**受講料 8,900 円**（税込）（※初日の受付時に現金で徴収します。）
（4）**写真 1 枚**　縦 3.0cm ×横 2.4cm（既に手帳の交付を受けている方は必要ありません）
（5）**運行管理者等指導講習手帳**（既に手帳の交付を受けている方）　（6）筆記用具等

4．受講時のご注意

（1）受講当日は開始時間に遅れないようにお越しください。遅刻された場合、受講が出来ません。
（2）申込み後に受講者の変更又はキャンセルの場合は必ず事前に連絡してください。
（3）駐車場に限りがありますので、できるだけ乗り乗り合せて来場ください。
（4）全てのカリキュラムを受講された方に対し、修了証交付します。一部欠席等があると修了証の発行はできず、料金の返金もできません。

☆実施機関：みゆき学園

1．開催日時及び場所

開催日	会　場	所在地	定員
11 月 4 日（水）～ 6 日（金）	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80 名
1 月 18 日（月）～ 20 日（水）	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80 名

講習時間

1 日目　10:00 ～ 17:00	2 日目　10:00 ～ 15:00	3 日目　10:00 ～ 17:00

※受付時間　**（初日）9：30 ～ 9：50**　（注）講習を修了するためには、3 日間全ての出席が必要です。

2．申込み方法

けいゆう自動車学校ホームページ「http://www.keiyu-ds.co.jp/」から「運行管理者等指導講習」へ進み、受講申込書をダウンロードして、必要事項を記入の上、FAX または郵送で㈱みゆき学園交通安全教育センターまで申込みください。送付いただいた受講申込書に「受講受付印」を押印し FAX で返信します。講習実施日の 1 週間前までに必着でお願いします。

3．携行品

（1）**本人確認書類**（運転免許証等）　（2）**受講料 8,900 円**（税込）（※初日の受付時に現金で徴収いたします。）
（3）**写真 1 枚**　縦 3.0cm ×横 2.4cm（既に手帳の交付を受けている方は必要ありません）
（4）**運行管理者等指導講習手帳**（既に手帳の交付を受けている方）　（5）筆記用具等

4．受講時のご注意

（1）受講当日は開始時間に遅れないようにお越しください。遅刻された場合、受講が出来ません。
（2）申込み後に受講者の変更又はキャンセルの場合は必ず事前に連絡してください。
（3）駐車場に限りがありますので、できるだけ乗り乗り合せて来場ください。
（4）全てのカリキュラムを受講された方に対し、修了証を交付します。一部欠席等があると修了証の発行はできず、料金の返金もできません。

【問合せ先及び申込書送付先】

独立行政法人　自動車事故対策機構鹿児島支所
〒890-0062　鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル5F
電話 099-213-7250　FAX 099-213-7252

有限会社　串木野自動車教習所
〒896-0005　いちき串木野市西塩田町63-2
電話 0996-32-9222　FAX 0996-33-0094

株式会社マジオネット　マジオドライバーズスクール鹿児島校
教習事業部　安全教育センター課　〒892-0855 鹿児島市冷水町32-1
電話 099-226-1234　FAX 099-225-2891

株式会社 みゆき学園 交通安全教育センター
〒885-0004 都城市都北町7333
電話 0986-38-1001　FAX 0986-38-0908

令和2年度運行管理者等一般講習の案内

※講習の対象者
（1）運行管理者に選任されている方のうち、平成 31 年度に受講していない運行管理者
（2）初めて選任届出をした運行管理者
（3）死者又は重傷者を生じた事故（自動車事故報告規則第 2 条第 3 号に掲げる事故）を起こした営業所又は、輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者
（4）運行管理者の補助者及びその他受講を希望される者

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、講習を中止する場合がございますので、予めご了承ください。

○実施機関：自動車事故対策機構

1．講習日時及び実施場所

開　催　日	対象業態	会　　場	所　在　地	申込受付日
7 月 29 日（水）	貨物	奄美観光ホテル	名瀬市港町 2-10	7 月 21 日
9 月 10 日（木）	貨物	リナシティかのや（鹿屋市市民交流センター）	鹿屋市大手町 1-1	8 月 31 日
9 月 11 日（金）	貨物	リナシティかのや（鹿屋市市民交流センター）	鹿屋市大手町 1-1	8 月 31 日
9 月 25 日（金）	貨物	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島市鴨池新町 7-4	9 月 14 日
10 月 7 日（水）	貨物	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島市鴨池新町 7-4	9 月 26 日
10 月 8 日（木）	貨物	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島市鴨池新町 7-4	9 月 26 日
11 月 6 日（金）	貨物	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町 2211-1	10 月 27 日

※平成 27 年 1 月より「貨物」、「旅客」のいずれの講習を受講したか、講習手帳に明示しています。つきましては、「貨物」の方は必ず上記日程で受講してください。
【受付時間】鹿児島・鹿屋・薩摩川内地区：9:00 ～ 9:45　奄美地区：8：30 ～ 9：15
【講習時間】鹿児島・鹿屋・薩摩川内地区：9:45 ～ 16:00 奄美地区：9：15 ～ 15：30

2．申込み方法（インターネットによる予約が必要です。）

・インターネットの予約申込を優先します。
・インターネット環境のない方は、自動車事故対策機構鹿児島支所まで連絡してください。
申込書を送付しますので、必要事項を記入の上、受付期間内に**郵送（返信用封筒を添えて）**にて申込みください。
【ナスバのホームページアドレス　「http://www.nasva.go.jp」】
※先着順に受付しますので、早めに申込みください。

3．講習の手数料

1 名　3,200 円（消費税を含む）　※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4．当日必要なもの

（1）予約確認書（ネット予約の方）
（2）運行管理者等指導講習手帳（手帳を持っていない方は、写真 1 枚　無帽・正面 3 分身・縦 3.0cm ×横 2.4cm）

○実施期間：マジオドライバーズスクール

1．講習日時及び実施場所

開　催　日	対象業態	会　　場	所在地	定員
7 月 27 日（月）	貨物	マジオワークライセンススクール鹿児島校	鹿児島市卸本町 6 － 19	20 名
8 月 17 日（月）	貨物	マジオワークライセンススクール鹿児島校	鹿児島市卸本町 6 － 19	20 名
8 月 24 日（月）	貨物	マジオワークライセンススクール鹿児島校	鹿児島市卸本町 6 － 19	20 名
9 月 28 日（月）	貨物	マジオワークライセンススクール鹿児島校	鹿児島市卸本町 6 － 19	20 名
10 月 12 日（月）	貨物	マジオワークライセンススクール鹿児島校	鹿児島市卸本町 6 － 19	20 名
10 月 26 日（月）	貨物	マジオワークライセンススクール鹿児島校	鹿児島市卸本町 6 － 19	20 名
11 月 2 日（月）	貨物	マジオワークライセンススクール鹿児島校	鹿児島市卸本町 6 － 19	20 名
11 月 9 日（月）	貨物	マジオワークライセンススクール鹿児島校	鹿児島市卸本町 6 － 19	20 名
12 月 7 日（月）	貨物	マジオワークライセンススクール鹿児島校	鹿児島市卸本町 6 － 19	20 名
2 月 8 日（月）	貨物	マジオワークライセンススクール鹿児島校	鹿児島市卸本町 6 － 19	20 名

【受付時間】　9:30 ～ 9：50　　**【講習時間】**　10:00 ～ 16:00

2. 申込み方法

マジオドライバーズスクール鹿児島校「https://www.magionet.co.jp/kagoshima/」から「運行管理者講習」へ進み、受講申込書をダウンロードして、必要事項を記入の上、FAX または郵送でマジオドライバーズスクール鹿児島校安全教育センター課まで申込みください。送付された受講申込書に「受講受付印」を押印し FAX で返信します。講習実施日の 1 週間前までに必着でお願いします。

3. 講習の手数料

1 名　3,200 円（消費税を含む）　※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日必要なもの

（1）運行管理者等指導講習手帳（手帳を持っていない方は、写真 1 枚　無帽・正面 3 分身・縦 3.0cm ×横 2.4cm）
（2）本人確認書類（運転免許証等）

○実施機関：串木野自動車教習所

1. 講習日時及び実施場所

開　催　日	対象業態	会　　場	所在地
~~7 月 10 日（金）~~	~~貨物~~	~~いちき串木野商工会議所~~	~~いちき串木野市旭町 178~~
10 月 17 日（土）	貨物	いちき串木野商工会議所	いちき串木野市旭町 178

【受付時間】 9:00 ～　【講習時間】 10:00 ～ 15:40

2. 申込み方法

串木野自動車教習所ホームページ「http://www.kushikino.co.jp/」から「運行管理者等指導講習」へ進み、受講申込書をダウンロードして、必要事項を記入の上、FAX または郵送で、有限会社 串木野自動車教習所まで申込みください。送付された受講申込書に「申込受付印」を押印し FAX で返信します。講習実施日の 1 週間前までに必着でお願いします。

3. 講習の手数料

1 名　3,200 円（消費税を含む）　※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日必要なもの

（1）受付印済申込書（コピー可）
（2）運行管理者等指導講習手帳（手帳を持っていない方は、写真 1 枚　無帽・正面 3 分身・縦 3.0cm ×横 2.4cm）
（3）本人確認書類（運転免許証等）

○実施機関：みゆき学園

1. 講習日時及び実施場所

開　催　日	対象業態	会　　場	所在地	定員
~~7 月 11 日（土）~~	~~貨物~~	~~姶良市文化会館~~	~~姶良市加治木町木田 5348-185~~	~~80 名~~
10 月 5 日（月）	貨物	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80 名
10 月 27 日（火）	貨物	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80 名
11 月 11 日（水）	貨物	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80 名
1 月 23 日（土）	貨物	鹿卜協　トラック研修センター	鹿児島市谷山港 2 丁目 4-15	100 名

【受付時間】 9:30 ～ 9:50　【講習時間】 10:00 ～ 16:00

2. 申込み方法

けいゆう自動車学校ホームページ「http://www.keiyu-ds.co.jp/」から「運行管理者等指導講習」へ進み、受講申込書をダウンロードして、必要事項を記入の上、FAX または郵送で㈱みゆき学園交通安全教育センターまで申込みください。送付された受講申込書に「受講受付印」を押印し FAX で返信します。講習実施日の 1 週間前までに必着でお願いします。

3. 講習の手数料

1 名　3,200 円（消費税を含む）　※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日必要なもの

（1）運行管理者等指導講習手帳（手帳を持っていない方は、写真 1 枚　無帽・正面 3 分身・縦 3.0cm ×横 2.4cm）
（2）本人確認書類（運転免許証等）

【問合せ先及び申込書送付先】

独立行政法人　自動車事故対策機構鹿児島支所
〒890-0062　鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル5F
電話 099-213-7250　FAX 099-213-7252

有限会社　串木野自動車教習所
〒896-0005　いちき串木野市西塩田町63-2
電話 0996-32-9222　FAX 0996-33-0094

株式会社マジオネット　マジオドライバーズスクール鹿児島校
教習事業部　安全教育センター課　〒892-0855 鹿児島市冷水町32-1
電話 099-226-1234　FAX 099-225-2891

株式会社 みゆき学園 交通安全教育センター
〒885-0004 都城市都北町7333
電話 0986-38-1001　FAX 0986-38-0908

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施

令和元年の全国の職場における熱中症の発生状況（速報値）は、休業４日以上の死傷者数が 790 人、死亡者数が 26 人となっており、平成 30 年の発生状況（速報値）と比較して、死傷者数、死亡者数とも減少となったものの、死傷者数に占める死亡者の割合は高まっており、熱中症による重篤な労働災害が後を絶たない状況にあります。業種別にみると、死傷者数において製造業が最も多く、過去 10 年で初めて建設業を上回りました。製造業における災害は屋内作業におけるものが多くなっており、死亡者数は建設業、製造業、警備業で多く、屋内作業において、WBGT 値（暑さ指数）を実測せず、WBGT 基準値に応じた措置が講じられていなかった事例、被災者の救急搬送が遅れた事例、事業場における健康管理が適切に実施されていなかった事例等が含まれていました。

このような状況を踏まえ、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的に、５月から９月までの期間で標記キャンペーンが展開されています。職場での熱中症を予防するための取組をお願いします。

実施要綱や死傷災害の発生状況（速報値）は、厚生労働省ホームページで確認してください。

キャンペーン期間（５月１日～９月30日）

STEP 1

□ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。

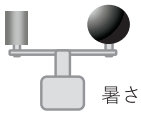

暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

□	暑さ指数を下げるための設備の設置	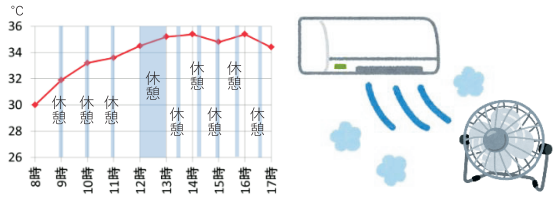
□	休憩場所の整備	
□	涼しい服装など	
□	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、**単独作業を控え、**暑さ指数に応じて**作業の中止、こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。
□	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は**十分に休憩を取り、１週間程度かけて徐々に身体を慣らし**ましょう。
□	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分**を取りましょう。
□	健康診断結果に基づく措置	**①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢**などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
□	**日常の健康管理など**	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。
□	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP 3

熱中症予防管理者等は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- □ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- □ 各労働者が暑さに慣れているか
- □ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- □ 各労働者の体調は問題ないか
- □ 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- **一旦作業を離れる**
- **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（７月１日～７月31日）

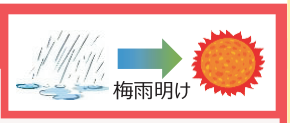

梅雨明け

- □ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- □ **特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**
- □ **水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- □ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- □ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- □ **少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。**

令和2年度「夏の交通事故防止運動」

実施期間

令和２年７月11日（土）～７月20日（月）

スローガン

『鹿児島の夏！　マナーが輝く　快適ロード』

目　　的

夏の開放感、暑さによる疲労、レジャー先での交通量増加などによる交通事故の増加が懸念されるため、県民総ぐるみで交通安全運動を展開し、広く県民に交通安全意識の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることで交通事故防止に資することを目的とする。

運動の重点

子どもと高齢者の交通事故防止

（推進事項）
・通学路等における子どもの安全の確保
・「プラス１運動」の展開
・参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室の実施
・思いやり運転の励行
・子どもに対する交通安全指導、保護誘導活動の徹底
・運転中のスマホ使用等、ながら運転防止対策の徹底
・車両運転時における歩行者保護の意識の醸成
・セーフティー・サポートカーＳ（略称：サポカーＳ）の普及啓発
・高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底

全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

（推進事項）
・シートベルトとチャイルドシートの着用効果の周知
・チャイルドシートの確実な使用と正しい取付けに関する周知

飲酒運転・あおり（妨害）運転等無謀運転の根絶

（推進事項）
・飲酒運転「8（やっ）せん」運動等の展開による飲酒運転を許さない環境づくりの促進
・「二日酔い運転も飲酒運転」の周知徹底
・飲酒運転やあおり（妨害）運転など悪質、危険性の高い交通違反に重点を置いた指導取締りの徹底
・あおり（妨害）運転の危険性に関する広報啓発

自転車利用時のヘルメット着用及び自転車損害賠償保険等への加入の徹底
～かごしま自転車条例の更なる理解促進～

（推進事項）
・保護者に対する中学生以下の子供に乗車用ヘルメットを着用させる義務の周知徹底
・全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用促進
・自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知徹底
・「かごしま自転車安全利用五則」の周知徹底

トラック運送事業者のための「健康起因事故防止マニュアル」改訂のお知らせ

事業用トラックによる交通事故が全体に減少傾向にあるのに対し、脳・心臓疾患や体調不良など、ドライバーの健康に起因する事故は、増加傾向にあります。適切な健康管理指導が実施できるよう、トラック運送事業に特化した本マニュアルが改訂されました。広報誌と一緒に送付していますので活用してください。

また、全日本トラック協会ホームページで公開されていますのでダウンロードしてください。

なお、ダウンロードの際は広報トラックに掲載されているパスワードが必要です。

◆全日本トラック協会ホームページ

HOME ＞ 会員の皆様へ ＞ 労働対策 ＞ トラック運送事業者のための「健康起因事故防止マニュアル」（令和２年４月改訂版）について

厚生労働省実施「令和2年賃金構造基本統計調査」のお知らせ

この調査は、主要産業に雇用される労働者について、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤務年数、経験年数等労働者の属性別にみた賃金の実態を、事業所の属する地域（都道府県）、産業、企業規模別に明らかにすることを目的としており、国の実施する最も重要な統計の一つとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定され、毎年７月に調査が実施されます。

この調査は、主要産業に属する５人以上の常用労働者を雇用する民営事業所、及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を調査の対象としております。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、厚生労働省から調査対象事業者に対して郵送調査をお願いすることとなりますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

賃金構造　事業主　検索

九州自動車道スマートインターチェンジ夜間閉鎖のお知らせ

九州自動車道の北熊本スマートIC、城南スマートIC、宇城氷川スマートIC、人吉球磨スマートICにおいて、点検作業を行うための夜間閉鎖が実施されますのでお知らせします。

令和2年度中小トラック運送事業者のための「経営診断事業」の案内

様々な経営課題を抱える中小トラック運送事業者の皆様の経営改善のため、全ト協標準経営診断システムによる「総合的な経営診断（ステップ1)」、「経営改善相談（ステップ2)」の2ステップ方式で経営改善を図る経営診断事業を実施します。

トラック運送事業の経営診断に豊富な経験を持つ専門家による診断を受けられた場合、経営診断・経営改善相談費用の一部を全日本トラック協会が助成しますので、是非活用してください。

経営診断受診促進事業のスキーム

1．総合的な経営診断 （ステップ1）

専門家を派遣して総合的な経営診断を実施し、経営実態の把握と課題抽出等を図る

・診 断 費 用　16万円（消費税別） ※別途交通費（現地出張費）必要
・全ト協が診断費用の1／2 （8万円）を助成
※Gマーク取得事業所は10万円を助成
・地方ト協がさらに助成することは妨げない
・診 断 士　全ト協の推薦のある者、又は、地方ト協の推薦のある者

標準経営診断 （診断書を発行）

2．経営改善相談 （ステップ2）

全ト協に相談窓口を設置し、ステップ1**「標準経営診断書」**をベースに、トラック運送事業の経営診断に豊富な経験を持つ専門家により経営改善に係る助言を行う

・相談対象者　上記1.「総合的な経営診断」の受診者
・相談方法等　相談日を定め、完全予約制で実施
・相 談 費 用　5万円（消費税別）※別途交通費（現地出張費）必要
・全ト協が2万円を助成
※Gマーク取得事業所は3万円を助成
・地方ト協がさらに助成することは妨げない
・診 断 士　ステップ1を診断した者と同一とする

助言を行い、経営改善提案 （改善提案書を発行）

◆申請受付期間　令和２年６月１日～令和３年３月１日

※予算枠に達した場合は、その時点で締め切りとなります。

◆助成要件

全ト協または県ト協が推薦する中小企業診断士等が実施する「全ト協標準経営診断システム」による診断を受診すること。

◆申請書ダウンロード先

全日本トラック協会　令和２年度経営診断事業　検索

【申請･問合せ】
公益社団法人鹿児島県トラック協会　総務企画課　TEL:099-261-1167

令和2年第一期優秀安全運転事業所表彰の授賞事業所決定のお知らせ

自動車安全運転センター鹿児島県事務所では、平成 17 年に「運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所表彰制度」が創設され、年間を 3 期に分けて表彰が行われています。

本年 1 月から 4 月までの間、20 件以上の運転記録証明書の一括代理申請をされた 167 事業所のうち、表彰基準を満たした事業所への授賞が決定しました。

表彰種別及び表彰対象事業所（当協会員関係のみ抜粋、原文のまま掲載）

祝 金賞

有限会社小野興産（鹿児島市）
五色産業有限会社（薩摩川内市）
株式会社ニヤクコーポレーション九州支店鹿児島事業所（鹿児島市）
株式会社本田運送（伊佐市）
薩摩倉庫運輸株式会社（鹿児島市）
鹿児島通運株式会社（鹿児島市）
株式会社日之出サービス（日置市）

祝 銀賞

有限会社六十運輸（鹿児島市）
佐川急便株式会社南九州支店出水営業所（出水市）
佐川急便株式会社南九州支店鹿屋営業所（鹿屋市）
有限会社山之上運送（霧島市）
株式会社アンカー（鹿児島市）
富士運送株式会社（鹿児島市）
南九州福山通運株式会社鹿屋営業所（鹿屋市）
株式会社シンクラン南九州支店（姶良市）
富士運輸株式会社鹿児島支店（霧島市）
鹿児島荷役海陸運輸株式会社谷山臨海事業所（鹿児島市）
鹿児島荷役海陸運輸株式会社志布志飼料事業所（志布志市）

祝 銅賞

南国輸送株式会社（鹿児島市）
株式会社西川海陸輸送（鹿児島市）
日通鹿児島運輸株式会社（鹿児島市）
鹿児島牧迫運輸株式会社（鹿児島市）

情報BOX

運行管理者試験対策事前講習会の案内

令和２年度第１回運行管理者試験が８月 23 日（日）に実施されます。
自動車事故対策機構及び鹿児島県トラック協会では標記講習会を下記のとおり開催します。
受講希望者は、別紙受講申込書に必要事項をご記入の上、各実施機関に申込みください。
近年の運行管理者試験は非常に難しくなっており、今回試験を受ける方はぜひ本講習を受講されることをお勧めします。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、講習を中止・内容の変更をする場合がございますので、予めご了承ください。

ナスバ運行管理者試験対策講座（貨物）

○実施機関：自動車事故対策機構（NASVA）

1．講義内容

開催日	会場	所在地	内容	定員
令和２年７月 25 日（土）	鹿児島県市町村自治会館 403 号室	鹿児島市鴨池新町 7-4	貨物自動車運送事業法 道路運送車両法	60 名
令和２年７月 26 日（日）	鹿児島県市町村自治会館 403 号室	鹿児島市鴨池新町 7-4	道路交通法 労働基準法 実務上の知識及び能力	60 名

【受付時間】9:30 ～ **（初日のみ）**
【講習時間】10:00 ～ 16:30

2．受講料

２日間　　受講の場合　6,500 円（税込）
１日のみ　受講の場合　4,000 円（税込）

3．申込締切

令和２年７月 21 日（火）までに別紙１の申込書にて FAX（099-213-7252）で申込みください。
※上記受講料は、受講当日に会場受付にてお支払いとなります。
なお、受講料を徴収後は、講習を欠席しても返金は出来ませんので、ご了承願います。

鹿児島県トラック協会運行管理者試験対策事前講習会

○実施機関：鹿児島県トラック協会

1．講義内容

開催日	会場	所在地	内容	定員
令和２年８月８日（土）	鹿児島県トラック協会大講堂	鹿児島市谷山港 2-4-15	過去問対策	午前：30 名 午後：30 名
令和２年８月 22 日（土）	鹿児島県トラック協会大講堂	鹿児島市谷山港 2-4-15	模擬試験＆解説	午前：30 名 午後：30 名

※新型コロナウイルス感染拡大防止という観点から、３密を避けるため、同内容の講義を午前と午後の２回に分けて開催します。
【受付時間】　午前の部：8:30 ～　　**午後の部**：13:00 ～
【講習時間】　午前の部：９：00 ～ 12：00　**午後の部**：13:30 ～ 16:30

2．受講料

トラック協会会員　　1,000 円（各日、税込）
トラック協会非会員　2,000 円（各日、税込）

3．申込締切

令和２年８月５日（水）までに別紙２の申込書にて FAX（099-262-5500）で申込みください。

別紙 1

NASVA　鹿児島支所 FAX【099-213-7252】

ナスバ運行管理者試験対策講座（貨物）申込書

お申込みは下記の枠欄に記入頂き、FAX でお送りください。　　予約番号（　　）

氏名（フリガナ）
氏名（漢字）
会社名
連絡先　TEL（　　）　　-　　FAX（　　）　　-
受講日※受講希望日を〇で囲んでください。
2 日間受講　・　7 月 25 日（土）のみ　・　7 月 26 日（日）のみ

※確認の連絡をすることがありますので、連絡先は正確に記入してください。

【注意事項】

・当講座は貨物試験の対策講座です。
・この講座は試験対策の勉強会であり、法令で定められた運行管理者指導講習（基礎講習、一般講習など）や、運行管理者試験の申込とは異なります。
・テキストは NASVA で作成したものを当日配布します。（基礎講習用テキスト法令集をお持ちの方は持参してください。）
・本講座は、試験合格を保証するものではありませんのでご了承ください。
・発熱や咳等の症状がある方は受講をご遠慮ください。
・新型コロナウイルス感染予防のためにマスクの着用にご協力ください。

持ち物

・筆記用具
・電卓
・講座申込書（こちらの用紙）
・受講料 6,500 円（又は 4,000 円）
・自動車事故対策機構　基礎講習貨物法令集（お持ちの方のみ）

申込期間

令和 2 年 6 月 1 日（月）～令和 2 年 7 月 21 日（火）

（定員になり次第締め切り）

【問合せ】
独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）　鹿児島支所
TEL: 099-213-7250　FAX: 099-213-7252

別紙２

鹿児島県トラック協会　FAX【099-262-5500】

鹿児島県トラック協会運行管理者試験対策事前講習会　受講申込書

会　社　名			
連絡担当者名		連絡先（TEL）	

講習会日程

過去問対策	①　8/8	9：00 ～ 12：00	②　8/8	13:30 ～ 16:30
模擬試験＆解説	③　8/22	9：00 ～ 12：00	④　8/22	13:30 ～ 16:30

受講者名	受講希望日 （①～④を記入してください。）	

【注意事項】

・定員になり次第、締切とします。
・２日間受講される方を優先しますが、定員に余裕がある場合は１日のみの受講でも可とします。
・講習の受講料はその都度徴収します。
・駐車場は、鹿児島運輸支局構内（鹿児島市谷山港２丁目４番１号）になります。
　講習会会場には駐車できませんので注意してください。
・筆記用具は持参してください。
・この講習は受験資格を得るための講習（基礎講習等）ではありません。
・発熱や咳等の症状がある方は受講をご遠慮ください。
・新型コロナウイルス感染予防のためにマスクの着用にご協力ください。
・出入口には消毒液が備えてありますので、入室時の手指消毒をお願いします。

【問合せ】
公益社団法人鹿児島県トラック協会　適正化事業課
〒891－0131　鹿児島市谷山港2-4-15
TEL:099-210-9498　FAX:099-262-5500

情報BOX

大隅地区研修センターでの初任診断及び適齢診断実施の案内

当協会では、今年度大隅地区研修センターに適性診断機器を設置し、初任診断及び適齢診断を開始します。毎週水曜日を適性診断機器による診断実施日とし、6月～7月については、下記のとおり実施する予定です。

受診を希望する場合は、別添1「適性診断受診申込書」に必要事項を記入の上、実施日の概ね1週間前までにFAXで申込みください。

8月以降の診断予定については、後日お知らせします。

1　実施日　別紙のとおり

2　実施場所　大隅地区研修センター1階

3　診断内容　① 初任診断　② 適齢診断　※一般診断は行いません。
※適性診断の内容は、別添2のとおり

4　受診料　初任診断及び適齢診断ともに3,600円　当日徴収します。
（4,800円のうち、協会で1,200円助成）

5　その他

○**最初に適性診断機器による診断を受診し、後日改めてカウンセリングを受診して、適性診断受診完了となります。**

・申込み順で受け付けます。

・実施人数に限りがあるため、受診時間等の変更をお願いすることがあります。

・原則、毎週水曜日を実施予定日としますが、事前に問合せください。
（業務の都合により受診できない場合がありますので、予めご了承ください。）

【問合せ】
公益社団法人鹿児島県トラック協会　労働環境課
TEL:099-261-1167

別紙

1 「適性診断機器」による診断実施日（予定）

	実　施　日	時　　間
1	~~令和２年６月17日（水）~~	①　９時00分～ ②10時30分～ ③13時00分～ ④14時30分～
2	~~令和２年６月24日（水）~~	同　　上
3	~~令和２年６月26日（金）~~	同　　上
4	~~令和２年７月　１日（水）~~	同　　上
5	令和２年７月　８日（水）	同　　上
6	令和２年７月15日（水）	同　　上
7	令和２年７月22日（水）	同　　上
8	令和２年７月29日（水）	同　　上

※８月以降の診断予定については、後日お知らせします。

注１　各①～④の時間に各１名ずつしか受診できません。

注２　適性診断機器による診断のほか、下記のカウンセリングを受ける必要があります。

2 「カウンセリング」実施日（予定）

（あわせて「適性診断機器」による診断も実施）

	実　施　日	カウンセリング開始時間
1	~~令和２年６月26日（金）~~	~~11時00分～・13時30分～~~
2	令和２年８月24日（月）	11時00分～・13時30分～

注１　機器による診断受診後に実施される直近のカウンセリングの受診をお願いします。カウンセリングまで受診し、（初任・適齢）診断の受診完了となります。

注２　カウンセリング実施日については、都合により変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

注３　複数名でのカウンセリングが実施できます。

別添１

適性診断受診申込書（大隅地区）

令和　　年　　月　　日

会 社 名　　㊞

電話番号　　担当者名（　　）

下記のとおり適性診断（初任・適齢）の受診を申込みます。
※受診する診断、実施日、受診者名の必要事項を記入の上、返信ください。

日時及び診断 受診者名	**１「適性診断機器」による診断希望日** **・第１希望日　令和　　年　　月　　日（　　）** **【初任・適齢】　　時　　分～（受診者名：　　）** **【初任・適齢】　　時　　分～（受診者名：　　）** **・第２希望日　令和　　年　　月　　日（　　）** **【初任・適齢】　　時　　分～（受診者名：　　）** **【初任・適齢】　　時　　分～（受診者名：　　）** **２「カウンセリング」希望日** **・令和　　年　　月　　日（　　）** **時間：　11 時 00 分～　・　13 時 30 分～** **受診者名（　　・　　）** **・令和　　年　　月　　日（　　）** **時間：　11 時 00 分～　・　13 時 30 分～** **受診者名（　　・　　）** ※１・２ともに、開始時間 15 分前までにお越しください。
実施場所	大隅地区研修センター
備　　考	・適性診断機器による診断は、各時間に１名ずつしか受診できません。 ・申込み順で受け付けます。 ・実施人数に限りがあるため、受診の時間等の変更をお願いすることがあります。

※ FAX（099 － 261 － 3113）へ返信ください。

新型コロナウイルス感染症による企業への影響に対する中央近代化基金「激甚災害融資（運転資金）」公募の案内

全日本トラック協会では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けたトラック運送事業者の経営安定確保に資するため、今般の災害を「激甚災害」に準じるものと認定し、公募要綱に基づき融資推薦事業を実施します。

1. 激甚災害名	**新型コロナウイルス感染症による企業への影響** **（激甚災害に準じる事象）**
2. 公募融資総枠	**100 億円**
3. 公募期間	**令和２年４月１日（水）～　令和２年７月31日（金）** **※公募期間については、状況に応じて変更する場合があります。**
4. 融資推薦対象者	今般の新型コロナウイルス（COVID-19）感染症により事業に影響を受けている方で、下記（1）に該当する貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持ち株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る）であって、地方ト協に加入し、株式会社商工組合中央金庫の取引資格がある者。 （1）　上記の影響により輸送収入又は輸送トン数について「直近２ヶ月の実績」又は「今後２ヶ月の見込み」が前年同期と比べ10%以上の減少が見込まれるもの。
5. 推薦対象資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の経営安定の確保を目的とした事業の再建、又は正常な操業維持に必要な運転資金。
6. 推薦融資の条件	（1）融資限度　**５千万円** （2）融資利率　取扱金融機関の所定利率による。 （3）償還期間　10 年以内 （4）据置期間　償還期間のうち１年以内。 （5）償還方法　月賦、隔月賦、又は３か月ごとの元金均等償還（借入 期間通期にわたって一定の元金返済額）ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。 （6）担保・保証人　取扱金融機関の定めるところによる。
7. 利子補給率及び利子補給後金利	利子補給率：年 0.3% **※金利（利子補給後）0.75%** （令和２年５月８日時点：変動あり）
8. 申込・問合せ	公益社団法人鹿児島県トラック協会　経理課　TEL：099-261-1167
9. その他	その他の事項は、全日本トラック協会の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金事務取扱細則」の定めるところによる。

情報BOX

令和2年度中央近代化基金「燃料費対策特別融資」公募の案内

全日本トラック協会が利子補給を行う融資制度です。
※先着順となっていますので、早目の申込みをお願いします。
※鹿児島県トラック協会の「ポスト新長期規制融資」との併用も可能ですが、「ポスト新長期融資」の方から優先的に申込みください。併用をご希望の方は事前に連絡してください。

1. 公募融資枠	**40 億円（全ト協枠）・・・先着順**
2. 公募期間	**令和 2 年 7 月 1 日(水)から令和 2 年 9 月 30 日(水) …全ト協公募期間** **但し、公募枠の 40 億円に達し次第申込みの受付を締め切る(全日本トラック協会への先着順)** ※当協会では別途公募期間を下記のとおり設定して、先着順で受付し全日本トラック協会へ推薦します。但し、全日本トラック協会の公募枠に達した時点で、公募を打ち切ります。 ~~①6/1～6/30~~　②7/1～7/15　③7/16～7/31　④8/1～8/15 ⑤8/16～8/31　⑥9/1～9/15　⑦9/16～9/30
3. 融資推薦対象者	（公社）鹿児島県トラック協会の会員で貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る）であって、商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）との取引資格のある者（予定を含む）。
4. 推薦対象資金	**①ポスト新長期規制適合車又は、平成 28 年度排出ガス規制適合車で平成 27 年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金** **②自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金**
5. 推薦融資の条件	（1）融資限度　**個別企業体・共同体とも 2 千万円** （2）融資利率　取扱金融機関の所定利率（最優遇利率適用）による。 （3）償還期間　①車両：5 年以内　②自家用燃料供給施設：8 年以内（どちらも据置期間 6 ヵ月以内）。 （4）担保・保証人　取扱金融機関の定めるところによる。 （5）再融資の制限　既往の借入金が約定に基づき正常に償還されているものに限る。
6. 利子補給及び利子補給後金利等	①利子補給率：年 0.3% **※金利（利子補給後）0.75%** （令和 2 年 5 月 8 日時点：変動あり） ②利子補給限度額　1 事業者に対する利子補給は、中央近代化基金融資総額で 2 千万円を限度とする。(ただし、全額償還された融資に係る利子補給額を除く)
7. 推薦適否決定通知予定日	8/17（月）、9/14（月）、10/19（月）
8. 取扱金融機関	商工中金の本支店
9. 申込方法	所定の申込書に見積書（写）を添付し公募期間内に申し込むこと。 (申込書は鹿児島県トラック協会ホームページからもダウンロードできます)
10. 推薦通知書の有効期限	令和 3 年 3 月末日
11. 申込・お問合せ先	（公社）鹿児島県トラック協会　経理課　TEL：099-261-1167
12. その他	その他の事項は、全日本トラック協会の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金事務取扱細則」の定めるところによる。

令和2年度中央近代化基金「補完融資」公募の案内

全日本トラック協会が利子補給を行う融資制度です。

1. 公募融資総枠	30 億円
2. 公募期間	令和 2 年 6 月 15 日（月）から令和 2 年 11 月 30 日（月） 但し、公募枠の 30 億円に達し次第申込みの受付を締め切る。
3. 融資推薦対象者	（公社）鹿児島県トラック協会の会員で貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る）であって、商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）との取引資格のある者（予定を含む）。
4. 推薦対象事業	（1）トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金 ①近代化・合理化の為の事務機器等設置購入資金 ②「補修・改修」に要する資金 （2）人材確保及び生産性向上のための設備 ①福利厚生施設の整備に要する資金（男女別施設（トイレ･更衣室･休憩室等） ②荷役機械購入に要する資金（テールゲートリフターの設置を含む） ※車両購入及び改造は除く
5. 推薦融資の条件 ※右記以外の条件については、別途公募要綱に記載。	（1）融資限度　＜一般・物流効率化促進＞ 事業規模が 1 億円以上の大規模プロジェクト 申込み事業者の令和 2 年度以降の投資額の 30%以内で、未払金額の範囲内とする。ただし、上限金額は 5 億円とし、投資額の 30%が 5 千万円未満の場合は、5 千万円とする。 （2）融資利率　取扱金融機関の所定利率（最優遇利率適用）による。 （3）償還期間　10 年以内（法定耐用年数が 10 年を下回る設備は、法定耐用年数以内）ただし、主設備と同時に付帯設備投資（事務機器・荷役機械等）をする場合、その付帯設備については、主設備と同一の償還期間を認める。（据置期間 6 ヵ月以内）。 （4）担保・保証人　取扱金融機関の定めるところによる。 （5）再融資の制限　既往の借入金が約定に基づき正常に償還されているものに限る。（高度化事業に係る融資については、この限りではない。）
6. 利子補給及び利子補給後金利等	①利子補給率：年 0.3% **※金利（利子補給後）0.75%** （令和 2 年 5 月 8 日時点：変動あり） ②利子補給限度額　1 事業者に対する利子補給は、中央近代化基金融資総額で 2 千万円を限度とする。（ただし、全額償還された融資に係る利子補給額を除く）
7. 推薦適否決定通知予定日	8/17(月)、9/14(月)、10/14(水)、11/16(月)、12/18(金)
8. 取扱金融機関	商工中金の本支店
9. 申込方法	所定の申込書に見積書（写）を添付し公募期間内に申し込むこと。 （申込書は鹿児島県ト協ホームページからもダウンロードできます）
10. 推薦通知書の有効期限	令和 3 年 3 月末日、但し 2 ヶ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等については令和 4 年 3 月末日。
11. 申込・お問合せ先	（公社）鹿児島県トラック協会　経理課　TEL：099 − 261 − 1167
12. その他	その他の事項は、公募要綱、全日本トラック協会の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金事務取扱細則」の定めるところによる。

情報BOX

令和2年度自家用燃料供給施設整備支援助成金の案内

燃料の安定的な確保に取り組む（公社）鹿児島県トラック協会会員事業者（定款第５条（1）普通会員の（ア）に限る。）が自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替（以下「増設」という。）を行う場合、その費用の一部を助成します。

① 「自家用燃料供給施設整備に必要な資金」は、全日本トラック協会が行う「燃料費対策特別融資」の対象となりますので併せて検討してください。

② トラック運送事業協同組合及びトラック運送事業協同組合連合会の方は、直接全日本トラック協会へ申請してください。

1. 主な助成要件	指定数量（1,000 リットル）以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設又は増設を伴う代替えを行い、令和２年４月１日～令和３年２月 28 日までに市町村（又は各地区消防組合等）より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了（支払い完了には、割賦販売契約により導入した場合を含む。）するもの。
2. 助成対象者	（公社）鹿児島県トラック協会会員事業者（定款第５条（1）普通会員の（ア）に限る。） ※トラック運送事業協同組合及びトラック運送事業協同組合連合会は、直接全日本トラック協会へ申請してください。 注 1）交付申請は年度内 1 施設限りとする。 注 2）過去（平成 20 年～ 26 年度及び平成 28 ～ 30 年度及び令和元年度）に（公社）全日本トラック協会から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。
3. 助成金額	・軽油供給施設の新設　100 万円 ・軽油専用タンクの増設　　30 万円 ※ただし、公募期間初日に申請が予算総額を超過した場合は、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。
4. 公募期間	令和２年８月３日（月）～ 11 月２日（月） ※ただし、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。
5. 申込方法	所定の申込書に必要書類を添付し公募期間内に申し込むこと。（申込書は鹿児島県トラック協会、全日本トラック協会ホームページからもダウンロードできます） 詳細は、次ページを確認してください。
6. 申込・お問合せ先	（公社）鹿児島県トラック協会　経理課　TEL：099-261-1167
7. その他	その他の詳細事項は、全日本トラック協会の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」、「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱実施細目」の定めるところによる。

◆スキーム図

令和2年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金スキーム図（会員事業者）

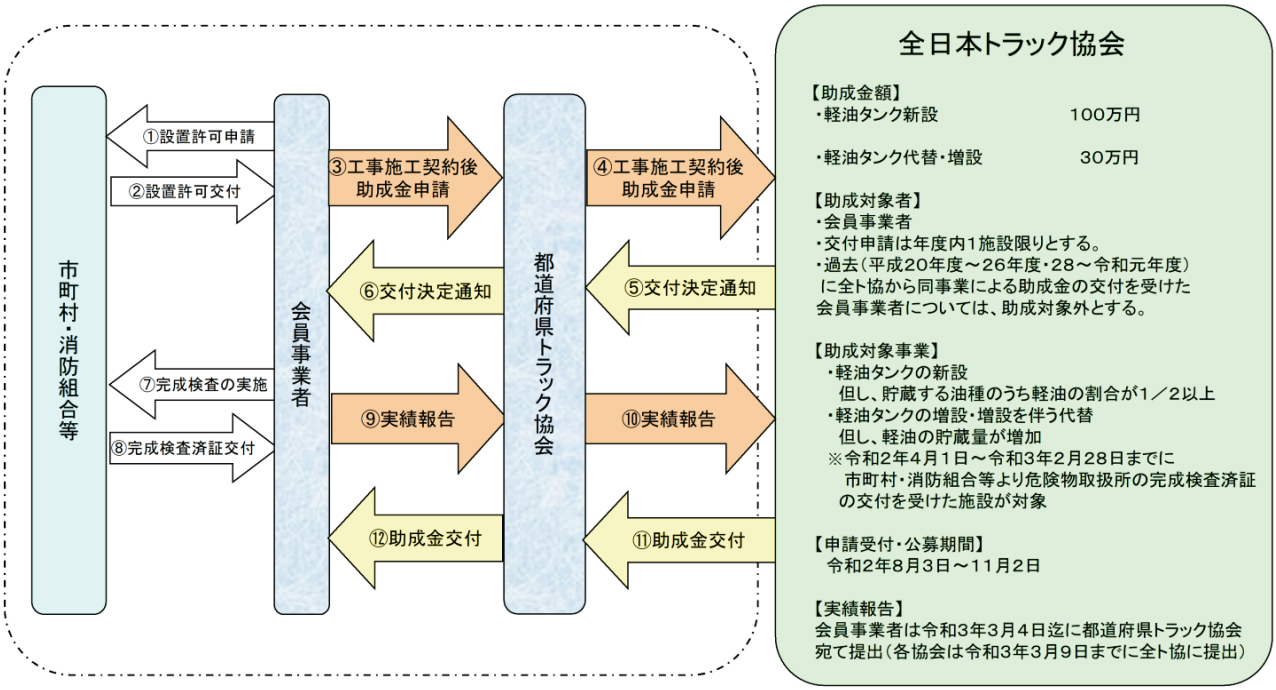

◆交付申請時・実績報告時必要書類

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請時・実績報告時必要書類

	必要書類	会員事業者	協同組合・連合会
交付申請時	様式１「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書」	○	
	様式３「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書（組合・連合会用）」		○
	全部事項履歴証明書等、組合事業概要がわかる資料（組合案内等）、組合員名簿		○
	「施設工事契約書」または「注文書及び注文請書」、「割賦販売契約書」の写し（金額内訳明細書添付）	○	○
	危険物取扱所の設置許可申請書および設置許可書の写し（増設の場合は、変更許可申請書および変更許可書の写し）	○	○
	様式４「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」	○	○
実績報告時	様式６－１「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」	○	
	様式６－３「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」（組合・連合会用）		○
	施設整備に伴う図面等の写　ア　危険物取扱所の全体概要図	○	○
	イ　危険物取扱所の全体平面図（タンク容量油種を記載したもの）	○	○
	ウ　危険物取扱所全体の立面図	○	○
	エ　危険物取扱所（所在地の記載を含む）の周辺地図	○	○
	施設工事費用請求書および明細書の写し（明細書は申請時提出済みで請求金額に変更なければ省略可）	○	○
	領収書（割賦の場合は「賦払金明細表」）	○	○
	危険物取扱所の完成検査済証の写し	○	○
	工事施工前、施工中、完成後の写真（それぞれ施設全体が把握できるもの）	○	○

交付申請時…※別途、社会保険加入についての「誓約書」が必要です。

情報BOX

中小企業大学校受講促進制度のご案内

受講料３分の２（長期講座は3分の１）を助成します！

業界における経営管理者層の資質の更なる向上を図り、経営基盤の一層の強化を目指す観点から、会員事業者の経営者・管理者等を対象に、中小企業大学校において実施される経営戦略等の講座を受講された場合、受講料の3分の2または３分の1を助成します。ただし、国、自治体、他団体から受講料の３分の１以上の助成を受けた場合は、３分の１のみの助成となります。

●制度の対象となる講座

（1）トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
（2）実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
（3）管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
（4）女性リーダーの能力開発等に関する講座
（5）情報化、システム構築に関する講座
（6）その他物流事業にかかわる講座
※職場にいながら受講できる、Web研修（WEBee Campus）も助成の対象になります。

●手続きフロー

会員事業者
①別紙「受講申請通知書」、「誓約書」を提出 → 県ト協
②受講承認通知 ← 県ト協
③講座の申込み及び受講料の納付。受講 → 中小企業大学校
④受講終了後、「受講修了通知書」、「受講修了証書（写）」、「振込金受取書（写）」、「アンケート（写）」を添えて助成金申請 → 県ト協
⑤助成金の支払い ← 県ト協

※１会員からの複数の申込みも妨げませんが、申込みが多い場合は人数を調整します。（ただし、定款第５条（1）普通会員の「イ」にあたっては、１名とします。）
※「受講申請通知書」「誓約書」「受講修了通知書」は県ト協ホームページからもダウンロードできます。
※受講修了後の助成金申請時に、中小企業大学校で記入したアンケートの（写）もご提出ください。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、６月末までの研修が中止となっております。

【中小企業大学校人吉校講座スケジュール】

研修分野	コースNo.	研修テーマ	実施期間	期　間	定員（名）	受講料（税込／円）
企業経営・経営戦略	116	自社のブランド化実践コース　【経営マネジメント】インターバル	2020. 7. 9～ 7.10 2020. 8. 3～ 8. 4	4日間（1.5日間×2回）	20	25,000
	121	ゲームで学ぶＩＴ活用の進め方　【生産性向上】	2020. 9.10～ 9.11	2日間	20	19,000
	125	災害に負けない！事業復旧訓練と対策づくり【経営マネジメント】インターバル	2020.10. 5～10. 6 2020.11.17	3日間（2日間×1日間）	20	29,000
	128	仕事を効率化するＩＴ活用研修　【生産性向上】	2020.10.13～10.14	2日間	20	19,000
	133	物流業務改善の考え方・進め方研修　【業種特化型】	2020.11.10～11.11	2日間	30	19,000
	138	後継者との関係づくり講座　【事業承継】	2020.12.15～12.16	2日間	30	19,000
	142	経営マネジメント実務研修　【経営マネジメント】	2021. 2. 8～ 2.10	3日間	20	29,000
組織マネジメント	122	シニア人財のための新しい働き方研修	2020. 9.15～ 9.16	2日間	30	19,000
	126	中堅管理者研修（ベテラン課長・部長向け）	2020.10. 6～10. 8	3日間	30	29,000
	132	若手リーダー養成研修（係長・主任向け）【沖縄教室】　校外	2020.11. 5～11. 6	2日間	30	19,000
	134	若手リーダー養成研修（係長・主任向け）【11月】	2020.11.11～11.13	3日間	35	29,000
	140	新任管理者の自己革新研修	2021. 1.18～ 1.20	3日間	35	29,000
	117	クレーム対応力強化研修　【仕事力】	2020. 7.15～ 7.16	2日間	30	19,000
	118	最短でエースに育てるOJTの進め方　【人間力】	2020. 7.28～ 7.29	2日間	30	19,000
	120	部下指導の考え方・進め方【9月】　【人間力】	2020. 9. 7～ 9. 9	3日間	30	29,000
	130	職場の業務改善の進め方研修　【仕事力】	2020.10.21～10.23	3日間	30	29,000
	137	部下指導の考え方・進め方【12月】　【人間力】	2020.12. 2～12. 4	3日間	30	29,000
	139	悩みに寄り添うコーチング力強化研修　【人間力】	2021. 1.13～ 1.15	3日間	30	29,000
	141	リーダーシップ強化研修　【人間力】	2021. 2. 2～ 2. 4	3日間	35	29,000
財務管理	119	イチからわかる！決算書の読み方・活かし方	2020. 8. 4～ 8. 6	3日間	30	29,000
	124	財務リーダー養成コース　インターバル	2020. 9.24～ 9.25 2020.10.20～10.21	4日間（1.5日間×2回）	20	25,000
	143	会計情報活用講座【鹿児島教室】　校外	2021.2.9	1日間	30	16,000
営業マーケティング	112	実践で取組む！新規顧客開拓研修　インターバル	2020. 7. 7～ 7. 8	4日間（2日間×2回）	30	32,000
	127	Ｗｅｂ営業力強化研修	2020.10. 8～10. 9	2日間	20	19,000
	129	営業コンプライアンス研修	2020.10.15～10.16	2日間	30	19,000
管理者養成	201	経営管理者養成コース【第24期】	2020. 7.14～11.20	24日間（4日間×6回）	20	298,000

※申込締切日は原則、受講日の20日前までとなります。
※申込み状況については、事前にお問合せください。

（中企）様式１

年　　月　　日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会　長　鳥　部　敏　雄　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名　　㊞
電話番号

受　講　申　請　通　知　書

下記の者について、中小企業大学校の所定の講座を受講させたいので届け出いたします。

記

１．学　　校　　名　　中小企業大学校　　校
２．受　講　期　間　　年　月　日 ～ 年　月　日
３．講　　座　　名
４．受講者氏名（年齢）
５．所属部署名　・役職名
６．対象講座受講料　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
７．トラック協会以外からの受講料助成金　①有り・無し
②機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
③助成金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

※社会保険等加入に係る誓約書を添付してください。

様式３　　（各事業共通）

年　　月　　日

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会　長　鳥　部　敏　雄　　殿

住　　所
事業者名
代表者名　　㊞

誓　　約　　書

弊社は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に助成事業に関する規程第４条及び第９条に反していることが判明した場合、助成金を全額返戻いたします。

情報BOX

令和2年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度の案内

受講を希望される場合は、別紙「申込書」に必要事項を記入のうえ、申込みください。

【全ト協指定研修】

ドライビングアカデミー ONGA（福岡県）やドライビングアカデミー MIYUKI（けいゆう自動車学校）、他施設（中部トラック総合研修センター、自動車安全運転センター安全運転中央研修所、クレフィール湖東交通安全研修所　等）で受講希望の方は、当協会まで連絡してください。

日程等詳細については、全日本トラック協会ホームページで確認してください。

◆全日本トラック協会ホームページ

HOME ＞ 会員の皆様へ ＞ 助成制度 ＞ ドライバー等安全教育訓練促進助成制度

【県ト協指定研修】

安全運転研修、初任運転者向け、事故・違反者向けの研修を実施しています。

●初任運転者研修●

令和2年度貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金【初任運転者等研修対象一覧（県ト協）】

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日　　程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	残数
初任運転者等研修（県ト協）	マジオドライバーズスクール鹿児島校（鹿児島市） 1日目：9：20～18：20 2日目：9：30～17：20 （昼食休憩含む） 【※研修実施場所】 マジオワークライセンススクール鹿児島校 鹿児島市卸本町6-19	初任運転者教育研修（2日間）	~~鹿マ初1~~	~~4月20日（月）～21日（火）~~	~~10,000~~	~~6,000~~	~~4,000~~	~~20~~	
			~~鹿マ初2~~	~~5月18日（月）～19日（火）~~	~~10,000~~	~~6,000~~	~~4,000~~	~~20~~	
			~~鹿マ初3~~	~~6月22日（月）～23日（火）~~	~~10,000~~	~~6,000~~	~~4,000~~	~~20~~	
			鹿マ初4	7月20日（月）～21日（火）	10,000	6,000	4,000	20	19
			鹿マ初5	9月7日（月）～8日（火）	10,000	6,000	4,000	20	20
			鹿マ初6	10月19日（月）～20日（火）	10,000	6,000	4,000	20	20
			鹿マ初7	11月16日（月）～17日（火）	10,000	6,000	4,000	20	20
			鹿マ初8	令和3年1月18日（月）～19日（火）	10,000	6,000	4,000	20	20
	みゆき学園（けいゆう自動車学校）（都城市） 1日目：9：20～18：20 2日目：9：30～17：20 （昼食休憩含む）	初任運転者教育研修（2日間）	鹿み初1	7月16日（木）～17日（金）	10,000	6,000	4,000	15	14
			鹿み初2	11月18日（水）～19日（木）	10,000	6,000	4,000	15	15
			鹿み初3	令和3年1月14日（木）～15日（金）	10,000	6,000	4,000	15	15

※上記の研修については、1研修5名以上で実施します。

●安全運転研修●

令和2年度貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金【安全運転研修対象一覧（県ト協）】									
研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日　　程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	残数
県ト協指定研修	マジオドライバーズスクール鹿児島校（鹿児島市） ・半日コース （平日・土曜・日曜） 10：00 ～ 15：00 （昼食休憩含む。） ・夜間コース （土曜） 17：00 ～ 21：00 （休憩含む。）	ドライバー研修（半日）	~~鹿マ１~~	~~5月13日(水)~~	~~15,400~~	~~15,400~~	~~10,000~~	~~6~~	中止
			~~鹿マ２~~	~~5月20日(水)~~	~~15,400~~	~~15,400~~	~~10,000~~	~~6~~	中止
			~~鹿マ３~~	~~5月27日(水)~~	~~15,400~~	~~15,400~~	~~10,000~~	~~6~~	
			~~鹿マ４~~	~~6月6日(土)~~	~~15,400~~	~~15,400~~	~~10,000~~	~~3~~	
			~~鹿マ５~~	~~6月14日(日)~~	~~15,400~~	~~15,400~~	~~10,000~~	~~3~~	
			~~鹿マ６~~	~~6月24日(水)~~	~~15,400~~	~~15,400~~	~~10,000~~	~~3~~	
			鹿マ７	7月8日(水)	15,400	15,400	10,000	3	1
			鹿マ８	7月15日(水)	15,400	15,400	10,000	3	0
			鹿マ９	9月5日(土)	15,400	15,400	10,000	3	0
			鹿マ 10	9月23日(水)	15,400	15,400	10,000	6	6
			鹿マ 11	10月3日(土)	15,400	15,400	10,000	6	6
			鹿マ 12	10月18日(日)	15,400	15,400	10,000	3	3
			鹿マ 13	11月4日(水)	15,400	15,400	10,000	3	3
			鹿マ 14	令和３年1月２０日(水)	15,400	15,400	10,000	3	3
	空港自動車学校（霧島市） ・半日コース （平日・土曜・日曜） 9：00 ～ 14：00 （昼食休憩含む。）	ドライバー研修（半日）	~~鹿く１~~	~~5月20日(水)~~	~~15,400~~	~~15,400~~	~~10,000~~	~~3~~	
			~~鹿く２~~	~~6月24日(水)~~	~~15,400~~	~~15,400~~	~~10,000~~	~~3~~	
			鹿く３	7月4日(土)	15,400	15,400	10,000	3	1
			鹿く４	9月16日(水)	15,400	15,400	10,000	3	3
			鹿く５	9月26日(土)	15,400	15,400	10,000	3	3

●事故・違反者研修●

令和2年度貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金【事故･違反運転者研修対象一覧（県ト協）】									
研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日　　程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	備考
事故・違反運転者研修（県ト協）	マジオドライバーズスクール鹿児島校（鹿児島市） 9：30 ～ 16：30 （昼食休憩含む）	事故・違反運転者研修（1 日間）	マ事	実施については、研修実施先と日程調整を行って決定します。	34,600	10,000	5,000	1	

※上記の研修については、１研修１名で実施します。

◆事前に会社（管理者等）に事故状況等について、ヒアリングを実施します。

【お問合せ】
公益社団法人鹿児島県トラック協会　労働･環境課　　TEL:099-261-1167　FAX:099-261-3113

ドライバー等安全教育訓練等（助成申込書）

鹿児島県トラック協会会長　殿		申込年月日　令和　年　月　日	
研修施設	1. 中部トラック総合研修センター　2. 埼玉県トラック総合教育センター　3. 安全運転中央研修所 4. クレフィール湖東　5. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ北海道　6. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ弘前 7. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ宮城　8. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰぐんま　9. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ千葉 10. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ小田原　11. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ大原　12. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰABOSHI 13. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰテクノ　14. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ石原 **15. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰONGA　16. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰMIYUKI** **17. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰONGA（２日間）　18. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰMIYUKI（けいゆうDS）（２日間）** **19. マジオドライバーズスクール　20. 空港自動車学校**		
種別 （全ト協研修）	1. 特別研修　2. 一般研修 ＊研修名は、研修日程一覧等でご確認ください。 研修名：（　　）		
種別 （県ト協研修）	**1. ドライバー研修（２日間）　2. ドライバー研修（半日） 3. 初任運転者等研修　4. 事故・違反運転者研修**		
日程等 全ト協 特別研修（３泊４日）（２泊３日）・一般研修（１泊２日）	研修コード［　　］　令和　年　月　日 ～　月　日（　日間）		
日程等 **県ト協研修**	**研修コード［　　］　令和　年　月　日 ～　月　日（　日間）** **※事故・違反運転者研修申込の場合は、研修施設先と日程調整後、報告を行うこと。 令和　年　月　日**		
事業者名	㊞		
支店・営業所名			
Gマーク認定証番号 （該当の場合のみ記入）			
申込責任者	役職　　氏名		
会社所在地	〒　－		
電　話	（　）	FAX	（　）
研修受講者 （ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ等）	ふりがな 氏名	生年月日	昭和・平成　年　月　日生
		乗車トン数	トン車 ※埼玉県トラック総合教育センターを申込の方のみ記入
※初任運転者研修 申込みの場合	入社年月日：　年　月　日・事業用車両の運転経験の有無：　有・無 免許の種類：大型・けん引・中型（8ﾄﾝ限定含む。）・準中型・準中型（5ﾄﾝ限定）・普通（3．5ﾄﾝ未満） 〇初任診断の受診の有無：（受診済・未受診）〇運転する（している）車両：[大型・中型・その他（　）]		
自宅住所	〒　－　　自宅電話（緊急連絡先）　（　）		
研修受講料	円　＊別紙の研修日程一覧等でご確認ください。		
前　泊 （助成対象外）	する・しない （対応可否については予約時に各研修施設へお問合せください。）	後　泊 （助成対象外）	する・しない （対応可否については予約時に各研修施設へお問合せください。）
備　考	送迎希望→☐　（（対応可否については予約時に各研修施設へお問合せください。）		

※1. 申込みの前に、研修施設に日程等を確認し予約を済ませてください。（全ト協研修）　※（19）及び（20）の研修施設は除く。
※2. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。
※3. 鹿児島県トラック協会に提出してください。　※4. 埼玉県トラック総合教育センターを受講する場合は、乗車トン数を記入ください。
※5. 中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊出来ません。
※6. 安全運転中央研修所は後泊はできません。
※7. その他の指定研修施設（教習所）における前泊・後泊の可否は、研修施設へお問い合わせください。
※8. Gマーク認定事業所の場合は、Gマーク認定書（写し）を添付してください。

◆地方協会→FAX→研修施設

鹿児島産業保健総合支援センターを活用しての健康相談会の案内

従業員の健康管理（メンタルヘルス関係を含む）や健康診断結果の見方、フォローアップの仕方等についての健康相談会を鹿児島産業保健支援センターのご協力を得て下記のとおり開催します。

相談を希望する場合については、下記まで申込みください。

1　相談実施機関及び対応者

鹿児島産業保健総合支援センター
基本：所長（医師）又は保健師、相談内容によって専門の相談員で対応します。

2　相談日及び時間

毎月第 1 月曜日、完全予約制
10 時～ 12 時及び 13 時～ 15 時の間
1 事業者 1 時間以内

3　相談実施場所

鹿児島産業保健総合支援センター（相談室）
鹿児島市上之園町 25-1 中央ビル 4 階
TEL：099 － 252 － 8002

4　相 談 内 容

○ 従業員の健康管理（メンタルヘルス含む）についての相談
○ 健康診断結果の見方、フォローアップの仕方等についての相談
○ 長時間労働者の疲労状況などについての相談
○ 休職から復職についての相談
○ その他産業保健全般に関する相談
※相談内容によっては、健康診断結果の持参が必要となります。

5　費　　用

無　　料

6　申 込 方 法

相談を希望する日時等を下記まで連絡してください。
日時等の調整の上、連絡します。

7　そ　の　他

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康相談会につきましては、電話又はメールでの対応が可能です。メールでの相談については、事業場名を記載する際に、「○○運送株式会社（県トラック協会）」と記載してください。
TEL：099 － 252 － 8002
MAIL：info@kagoshimas.johas.go.jp

【問合せ】
公益社団法人鹿児島県トラック協会　労働･環境課
TEL:099-261-1167

情報BOX

令和2年度助成事業の案内

鹿児島県トラック協会では、下記の助成事業に取り組んでいます。是非活用してください。
赤字は変更箇所です。
詳細については、鹿児島県トラック協会ホームページの「助成事業に関する規程」を確認されるか、労働・環境課又は経理課へ問合せください。

令和2年度【労働・安全対策事業】

令和２年４月１日時点

区分	助成項目		助成額（単位:円）	R2予算額（単位:千円）	備考
労働・安全対策事業	安全装置等導入促進助成金	全ト協助成対象機器	20,000	※ 1,500	・機器価格（税抜）の1/2（上限2万円） ・1事業者10台まで（＊Gマーク認定事業者20台まで） ・側方視野確認支援装置 （車両総重量7．5トン以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限る。） ・後方視野確認支援装置と側方視野確認支援装置両機能の一体型の対象機器 機器価格（税抜）の1/2（上限4万円）
		上記以外の対象機器 （後方視野確認・側方視野確認支援装置）	3,000	200	・1台あたり取得価格（税抜）の1/2（上限3千円） ・1事業者10台まで（＊Gマーク認定事業者20台まで）
	衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金	全ト協助成対象（型式）機器 （＊国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。）	50,000	2,500	・事業用トラック（＊総重量3．5トン以上、8トン未満）のみ対象 1事業者3台まで（＊Gマーク認定事業者6台まで） ・1台あたり装置取得価格の1/2（上限5万円） ＊中小企業事業者に限る。 （資本金3億円以下、常時使用する従業員の数300人以下）
	ドライブレコーダ機器導入促進助成金	全ト協選定機器 ・運行管理連携型	5,000	1,350	・1台あたり取得価格（税抜）の1/2（上限5千円） ・登録台数（除く：被けん引車）の30％まで ＊ただし、登録台数（除く：被けん引車）30台以下の事業者については、1事業者10台（上限）まで
		全ト協選定機器 ・標準型 ・簡易型	3,000		・1台あたり取得価格（税抜）の1/2 （標準・簡易型 上限3千円・以外の機器 上限2千円） ・登録台数（除く：被けん引車）の30％まで ＊ただし、登録台数（除く：被けん引車）30台以下の事業者については、1事業者10台（上限）まで
		上記以外の機器	2,000		
	アルコール検知器増強導入促進助成金		15,000	300	・購入またはリース費用の1/2（税抜） ・1事業者上限1万5千円（＊Gマーク認定事業者上限3万円）
	適性診断機器導入助成金		30,000	50	・導入費用（税抜）の1/2 ・1事業者1セットまで・上限3万円（＊Gマーク認定事業者上限6万円）
	コボレーンシート導入助成金		20,000	200	・導入費用の1/2（税抜）（※ダンプのみ） ・1事業者上限2万円（＊Gマーク認定事業者上限4万円）
	貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金 安全運転研修等	（特別研修） 全ト協指定研修施設のみ （安全運転中央研修所、ONGA・MIYUKI等）	各研修施設の受講料参照	※ 1,800	・受講料の7割助成 （残り3割及び交通費等は、各社負担） ＊ただし、Gマーク認定事業所は、全額助成（交通費等各社負担）
		ドライビングアカデミーONGA（1泊2日）	24,000	340	・受講料（49,500円）の一部助成（2万4千円） ＊ただし、Gマーク認定事業所は、3万4千円助成（交通費等は、各社負担）
		ドライビングアカデミーMIYUKI（1泊2日）	20,000		・受講料（4万円）の一部助成（2万円） ＊ただし、Gマーク認定事業所は、2万8千円助成（交通費等は、各社負担）
		県ト協（指定）【半日】 マジオDS 空港DS	10,000	1,134	・受講料（15,400円）の一部助成（1万円） ＊ただし、Gマーク認定事業所は、全額助成（交通費等は、各社負担）
		初任運転者等研修 県ト協（指定） マジオDS ドライビングアカデミー MIYUKI	4,000	700	・受講料（1万円）の一部助成（4千円） ＊ただし、Gマーク認定事業所は、6千円助成（交通費等は、各社負担）
		事故・違反運転者研修 県ト協（指定） マジオDS	5,000	100	・受講料（34,600円）の一部助成（5千円） ＊ただし、Gマーク認定事業所は、1万円助成（交通費等は、各社負担）
	運転免許取得助成金	大型免許	80,000	8,000	・会員が負担した免許取得費用（税抜）の1/2 ＊ただし、Gマーク認定事業者については、 大型免許　上限10万円 大型免許（限定解除含む。）　上限5万円 けん引免許　上限5万円 中型免許（限定解除含む。）　上限5万円 準中型免許　上限5万円 準中型免許（限定解除）　上限3万円 ・1事業者2名まで ＊ただし、Gマーク認定事業者については、3人目から上記助成額の半額とし、1事業者5名（上限）までとする。 ＊ただし、高等学校の新卒者の準中型免許取得（普通免許を併せて取得する場合は、普通免許取得の費用を 除く。）については、1事業者あたりの上限は設けない。
		大型免許（限定解除含む。）	40,000		
		けん引	40,000		
		中型免許（限定解除含む。）	40,000		
		準中型免許	40,000		
		準中型免許（限定解除）	25,000		

はＧマーク取得事業者への優遇のある助成事業です。

令和2年度【労働・安全対策事業】

令和２年４月１日時点

区分	助成項目			助成額（単位：円）	R2予算額（単位：千円）	備考
労働・安全対策事業	突発性運転不能障害疾患予防対策助成金	健康診断助成金（定期健康診断）	定期健康診断	1,500	3,000	・登録台数（除く：被けん引車）80台以上の場合 1事業者上限40名まで ・登録台数（除く：被けん引車）50 ～ 79台の場合 1事業者上限30名まで ・登録台数（除く：被けん引車）15 ～ 49台の場合 1事業者上限15名まで ＊ただし、登録台数（除く：被けん引車）15台未満の場合は、登録台数（除く：被けん引）まで 【共通】 常時選任運転者1名あたり 上限1,500円（1人につき年度1回のみ）
		脳ドック・心臓ドック検査	脳ドック・心臓ドック検査	10,000	200	・1事業者2名まで
		てんかん検査	てんかん検査	5,000		・1事業者2名まで
		睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成金（精密検査含む。） ※事前申請が必要です。（精密除く。）	一次・二次検査	5,000	※1,500	・登録台数（除く：被けん引車）80台以上の場合 1事業者40名まで（＊Gマーク認定事業者50名まで） ・登録台数（除く：被けん引車）40 ～ 79台の場合 1事業者30名まで（＊Gマーク認定事業者40名まで） ・登録台数（除く：被けん引車）20 ～ 39台の場合 1事業者20名まで（＊Gマーク認定事業者30名まで） ＊ただし、登録台数（除く：被けん引車）20台未満の場合は、登録台数（除く：被けん引）まで
			精密検査	10,000	50	・精密検査費用 上限1万円 ・1事業者2名まで（＊Gマーク認定事業者4名まで）
		血圧計導入促進助成金	全ト協助成対象機器 全自動血圧計（業務用）	50,000	※1,000	・取得価格（税抜）の1/2　上限5万円 ・1事業所1台まで ＊中小企業事業者に限る。（資本金3億円以下、従業員300人以下）
	適性診断受診助成金		一般診断	1,200	2,832	・2,400円の半額助成（1,200円）（上限：1事業者登録台数1.2倍まで）
			初任診断	1,200	1,464	・4,800円の一部助成（1,200円）
			適齢診断	1,200	252	・4,800円の一部助成（1,200円）
	運転経歴証明書申請助成金		運転記録証明書	670	5,850	全額助成　1事業者登録車両数1.2倍まで
	運行管理者等一般講習受診助成金		一般講習	3,200	4,160	全額助成
	セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト参加助成金		参加費	1,650	660	1チームあたり参加費の一部助成（1,650円）
	合計（労働・安全対策事業）				39,142	

令和2年度【環境・エネルギー対策事業】

令和２年４月１日時点

区分						
環境・エネルギー対策事業	環境対応車導入促進助成金 ※事前申請が必要です。		天然ガス車	2トン 222,000 4トン 559,000	※386	・全体（CNG・ハイブリッド）を通して1事業者1台まで（＊Gマーク認定事業者2台まで） 2トン　222,000円（*令和２年度助成額） 4トン　559,000円（*令和２年度助成額） ＊国の定める価格差によって変更になる場合があります。
			ハイブリッド車	2トン 193,000 4トン 431,000		・全体（CNG・ハイブリッド）を通して1事業者1台まで（＊Gマーク認定事業者2台まで） 2トン　193,000円（*令和２年度助成額） 4トン　431,000円（　〃　） ＊国の定める価格差によって変更になる場合があります。
	EMS用機器導入促進助成金		全ト協選定機器	10,000	500	・1事業者5台まで（＊Gマーク認定事業者10台まで）
	アイドリングストップ支援機器導入助成金		（全ト協助成対象機器）エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置	60,000	※120	・機器取得価格（税抜）の1/2（上限6万円） ・1事業者1台まで　（＊Gマーク認定事業者2台まで）
			（県ト協）蓄冷クーラー	20,000	200	・購入費用（税抜）の1/2（上限2万） ・1事業者2台まで
			（県ト協）蓄熱マット（ベット）電気毛布	5,000		購入費用（税抜）の1/2（上限5千円）（マット・毛布）を含めて枚（台）数は登録台数（除く：被けん引）の30％以内　※ただし、1事業者10枚まで
	エコタイヤ導入促進助成金			1,000	1,000	・1本あたり1,000円 ・1事業者50本まで
	グリーン経営認証制度促進助成金		新規認証	30,000	400	・新規認証及び更新認証あわせて1事業者の申請は、1回のみとする。
			更新認証	20,000		
	合計（環境・エネルギー対策事業）				2,606	

令和２年度【経営・近代化促進事業】

令和２年４月１日時点

区分						
経営・近代化促進事業	（＊全ト協）自家用燃料供給施設整備支援助成事業		新設	1,000,000	2,000	※公募期間あり 但し、公募期間内に申請が予算総額を超過した際には、1件あたりの助成金額を減額する場合があり。
			増設	300,000	※300	
	中小企業大学校講座受講促進助成金		中小企業大学校の定めた研修	－	398	短期講座：受講料の2/3 長期講座：受講料の1/3（全ト協分のみ） ※ web 研修含む web 研修…中小企業大学校のインターネットを活用した研修 ■ただし、国、自治体、他団体から受講料の1/3以上の助成を受けた場合、全ト協分のみ（1/3）助成する。
	信用保証料助成金		信用保証協会 保証料	－	200	1事業者保証料1/2（上限10万）
	合計（経営・近代化促進事業）				2,898	

情報BOX

社会保険労務士による労務相談の実施

最近の関係法令等の改正に伴う諸規程の見直しや労務問題等への対応等について会員の皆様がいつでも相談をできる体制を当協会で整備し、社会保険労務士を相談員として、下記の期間で労務相談を実施します。

会員の皆様の利便性を考慮し、電話、FAX 及びメールまたは社会保険労務士事務所への訪問による相談が可能です。

労務相談を希望される会員様は、直接下記の電話または FAX 及びメールにてご連絡をお願いします。なお、労務相談について、無料※1です。

注 1：相談内容等によって、別途費用が必要となる場合については、事前協議します。

記

1. **期　　間**　令和２年４月１日（水）～令和３年３月 31 日（水）
   ※ただし、日・祝日等委託先の休みの日を除く。
2. **時　　間**　8 時 30 分～ 17 時 30 分（労務相談）
3. **委 託 先**　株式会社労務管理
   （鹿児島市下荒田 1-41-8　ユーミーリンクビル 4F）
4. **電話番号・FAX・メールアドレス**
   電 話 番 号　099-253-5190　　FAX　099-253-5103
   メールアドレス　soumusouken@po2.synapse.ne.jp
5. **相談担当者**　石走啓一社会保険労務士
   他、株式会社労務管理に在籍する社会保険労務士

入退会紹介

入　会

入会年月日	事業種別	事業者名	代表者名	所属支部	保有車両	
令和２年６月２日	一般	有限会社　大誉	坂元　宗治	大隅北支部	普通車	４両
					小型車	３両

退　会

退会年月日	事業種別	事業者名	代表者名	所属支部	保有車両	
令和２年５月26日	一般	有限会社　前村建設	前村　洋行	薩摩南支部	普通車	
					小型車	

支部・部会だより

支部・部会開催状況

支　部

月　日	行事名	場　所
6月3日（水）	鹿児島県トラック輸送鹿児島南栄会役員会	鹿児島県トラック研修センター（鹿児島市）
6月4日（木）	鹿児島県トラック協会鹿児島谷山支部通常総会	鹿児島県トラック研修センター（鹿児島市）
6月11日(木)	鹿児島県トラック輸送鹿児島新栄会役員会	こんぴら丸（鹿児島市）
6月12日(金)	鹿児島県トラック協会指宿セフティ会通常総会	指宿こころの宿（指宿市）
6月19日(金)	第2回薩摩北支部役員会	出水運輸センター㈱（出水市）
6月22日(月)	トラック北部会役員会	ふく福吉野店（鹿児島市）
6月23日(火)	鹿児島県トラック輸送鹿児島南栄会通常総会	鹿児島県トラック研修センター（鹿児島市）
6月25日(木)	第2回大隅北支部役員会	しゃぶしゃぶ赤坂（曽於市）
6月27日(土)	第1回トラック鹿屋支部役員会	うなぎの川豊（鹿屋市）

部　会

月　日	行事名	場　所
6月3日(水)	第1回港湾部会役員会	鹿児島県トラック研修センター（鹿児島市）
6月3日(水)	第1回港湾部会定例会	鹿児島県トラック研修センター（鹿児島市）
6月4日(木)	第1回飼料・畜産部会定例会	鹿児島県トラック研修センター（鹿児島市）
6月6日(土)	第1回木材部会役員会	ホテル･レクストン鹿児島（鹿児島市）
6月6日(土)	第1回木材部会定例会	ホテル･レクストン鹿児島（鹿児島市）
6月8日(月)	令和2年度ダンプ部会定例会(南薩地区)及び安全性評価事業に関する説明会	旬房みやわき（南さつま市）
6月9日(火)	第1回引越輸送部会役員会	凌雲閣（鹿児島市）
6月9日(火)	第1回引越輸送部会定例会	凌雲閣（鹿児島市）
6月10日(水)	第1回ダンプ部会役員会	鹿児島県トラック研修センター（鹿児島市）
6月11日(木)	第1回環境部会定例会	鹿児島県トラック研修センター（鹿児島市）
6月23日(火)	第2回重量部会定例会	ホテル･レクストン鹿児島（鹿児島市）
6月24日(水)	第1回女性部会役員会	鹿児島県トラック研修センター（鹿児島市）

Gマーク取得対策について

令和元年（2019）12 月現在、当県における G マーク取得事業所数は 418 事業所であり、5 両未満を除く認定率は、37.6%です。（全国の認定率 34.8%）

令和 2 年度（2020）は、認定率 42%を達成し、早期に認定率 50%を目指します。このため支部・部会が主体的に目的意識を持って、具体的な取組みを行う必要があります。説明会では、取得に必要なノウハウを具体的に説明しますので参加ください。

引き続き G マーク取得率アップを努力目標に掲げ、積極的に取り組んでいきましょう。

1. 令和 2 年度(2020)は、認定率 42%を目標に取り組みます。(5 両未満を除く)

令和 3 年度 (2021) 以降 令和 6 年度 (2024) までの 5 年間で認定率 50%を目指します。

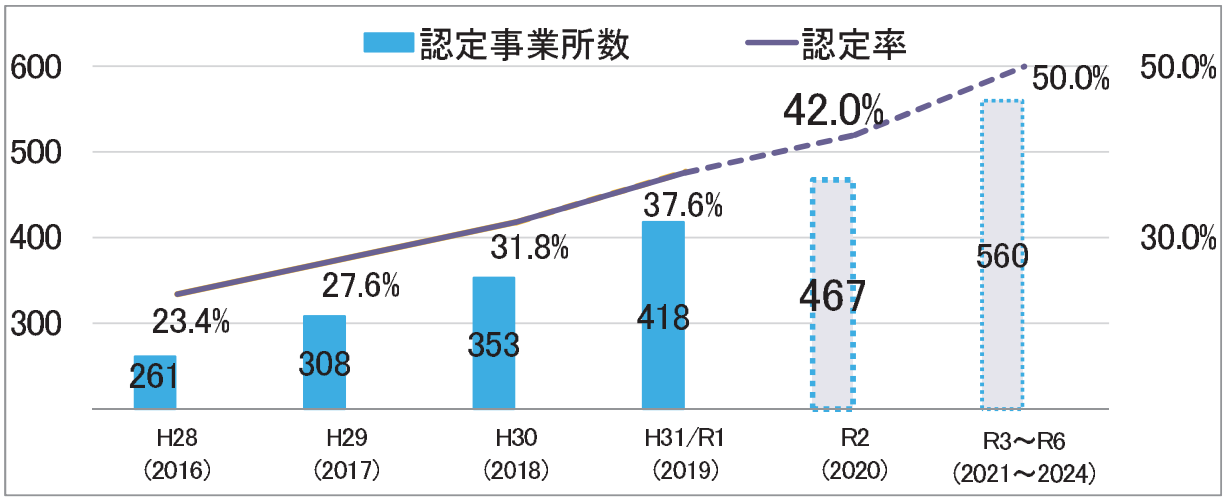

※令和元年（2019）12 月現在事業所数 1,428（5 両以上 1,113）

2. 下記の事業者については、目標年度を設定して取得に努めることとしました。

① 協会本部役員の事業所 [令和 2 年度（2020）まで]

② 支部及び部会役員の事業所 [令和 2 年度（2020）まで]

③ 車両数 50 両以上の事業所 [令和 2 年度（2020）まで]

④ 支部取得率 平成 30 年度（2018）比 20%アップ [令和 3 年度（2021）まで]

⑤ 部会取得目標

取得率 70%未満 令和元年度比 20%アップ [令和 3 年度（2021）まで]

取得率 70%以上 100%取得 [令和 3 年度（2021）まで]

安全性優良事業所申請及び認定状況(鹿児島県)

年度		新規	初更	2更	3更	4更	5更	合計	総認定	認定率 全体	認定率 5両以上
H29	申請	49	26	26	15			116	308	21.3%	27.6%
	認定	47	26	26	15			114			
H30	申請	49	23	12	12	16		112	353	24.6%	31.8%
	認定	49	23	12	12	16		112			
R1	申請	74	46	13	21	8	17	179	418	29.3%	37.6%
	認定	73	46	13	20	8	17	177			

※令和元年7月現在　事業所数 1,428
5両以上 1,113

支部・部会 認定状況[R1(2019).12現在] ※認定数は事業者単位。（5両未満は除く）

支部認定状況　　目標：H30年度(2018)比２０%アップ（R３まで）

支部名	会員	認定(H30まで)	R1新規認定	認定合計	R2~3取得目標
鹿児島・種子屋久	153	23	13	36	19
鹿児島南	153	77	12	89	20
薩摩南	96	18	5	23	15
薩摩中央	69	17	9	26	5
薩摩北	56	10	8	18	4
霧島	76	23	6	29	11
大隅北	66	17	6	23	8
大隅南	71	15	6	21	8

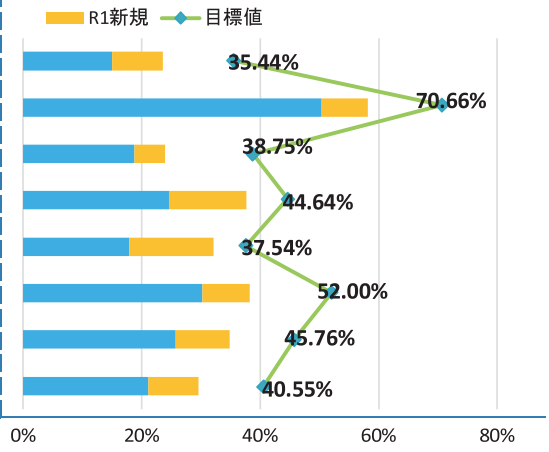

部会認定状況　　目標：取得率７０%未満　Ｒ１年度(２０１９)比２０%アップ（R3まで）
取得率７０%以上　100%取得（R３まで）

部会名	会員	認定(H30まで)	R1新規認定	認定合計	R2~3取得目標
環境	13	6	4	10	3
港湾	9	4	1	5	2
飼料・畜産	39	20	5	25	8
重量	41	17	8	25	9
セメント	10	5	1	6	2
食料品	28	21	1	22	6
タンク	13	9	1	10	3
ダンプ	148	30	28	58	30
引越輸送	17	15	2	17	ー
木材	23	11	2	13	5
米穀	6	1	1	2	2
路線	10	10	0	10	ー
青運会	39	17	5	22	8
セフティ会	37	23	4	27	10
女性部会	10	2	2	4	2

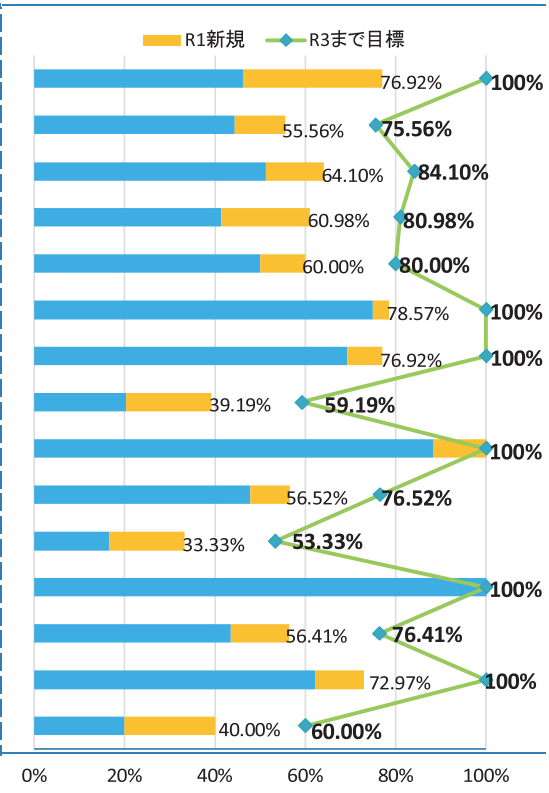

資料データ

過積載違反状況

令和2年5月分
資料:鹿児島県警察本部

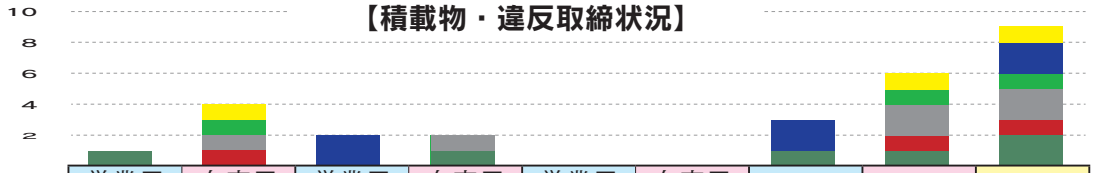

	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用合計	自家用合計	営／自合計
	5割未満		5割以上10割未満		10割以上				
コンクリート製品		1					0	1	1
木　材			2				2	0	2
砕　石		1					0	1	1
残　土		1		1			0	2	2
砂		1					0	1	1
その他	1			1			1	1	2
合　計	1	4	2	2	0	0	3	6	9

5割未満の違反が5件、5割以上10割未満の違反が4件ありました。
現場応急措置は0件、通行指示書の交付は9件でした。

※現場応急措置とは、違反現場において積み荷の取り降ろしをさせた場合
※通行指示書交付とは、違反現場から目的地までの通行方法について指示をした場合

過積載取締り状況(件数)

年＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	累計
H31	4	0	0	3	2	0	1	1	6	8	11	6	42
R2	1	1	2	8	9	0	0	0	0	0	0	0	21

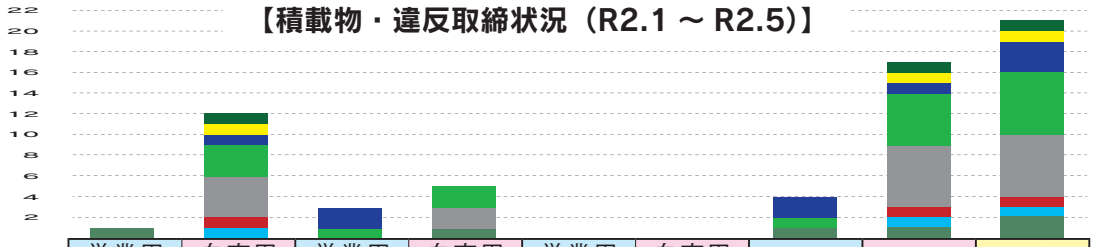

	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用合計	自家用合計	営／自合計
	5割未満		5割以上10割未満		10割以上				
機械類	0	1	0	0	0	0	0	1	1
コンクリート製品	0	1	0	0	0	0	0	1	1
木　材	0	1	2	0	0	0	2	1	3
砕　石	0	3	1	2	0	0	1	5	6
残　土	0	4	0	2	0	0	0	6	6
砂	0	1	0	0	0	0	0	1	1
砂　利	0	1	0	0	0	0	0	1	1
その他	1	0	0	1	0	0	1	1	2
合　計	1	12	3	5	0	0	4	17	21

鹿児島県トラック協会に寄せられた主な苦情内容 （令和2年5月）

- 無理な追い越しのため、接触しそうになった。
- 軽ワゴンにて走行していたら、車間距離を詰められた。

鹿児島県内における交通事故の発生状況

1　令和2年5月末現在の交通事故発生状況

県内の交通事故状況

	発生件数	死者数	傷者数
令和２年	1624	25	1844
令和元年	1961	21	2246
増　減	－337	＋4	－402

※５月に死亡事故が６件発生（前年同期比＋４人）
発生件数、傷者数は約 17%の減少

営業用貨物自動車の交通事故状況

	発生件数	死者数	傷者数
令和２年	36	1	42
令和元年	39	2	49
増　減	－3	－1	－7

※死亡事故１件は県外事業所関連事故（１月）
５月から発生件数、死者数、傷者数が減少

2　地域別･事故形態別の交通事故発生状況

ブロック（警察署管轄）別人身・物損事故発生状況

（鹿児島ブロックとは、鹿児島市内３警察署、日置警察署）

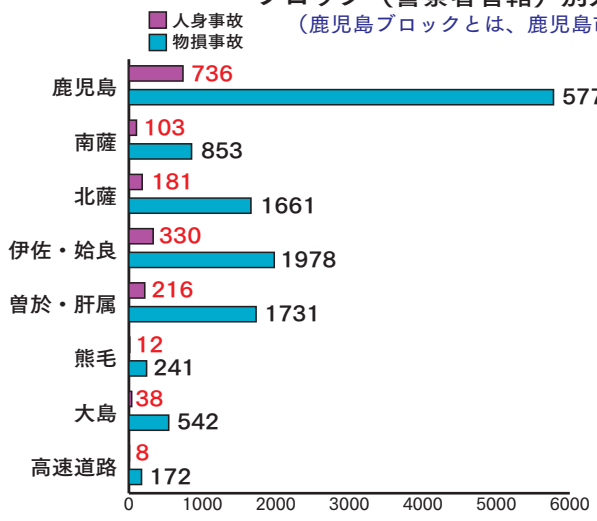

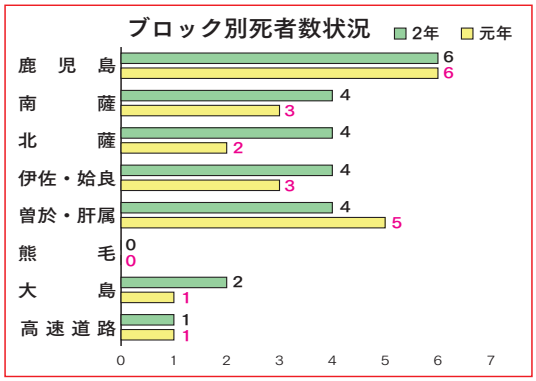

※　鹿児島、南薩、北薩、伊佐・姶良、大島の５ブロックで死亡事故が前年より増加傾向
※　鹿児島中央署（１）、指宿署（１）、出水署（１）、霧島署（１）、鹿屋署（２）で死亡事故が発生

事故類型別発生件数

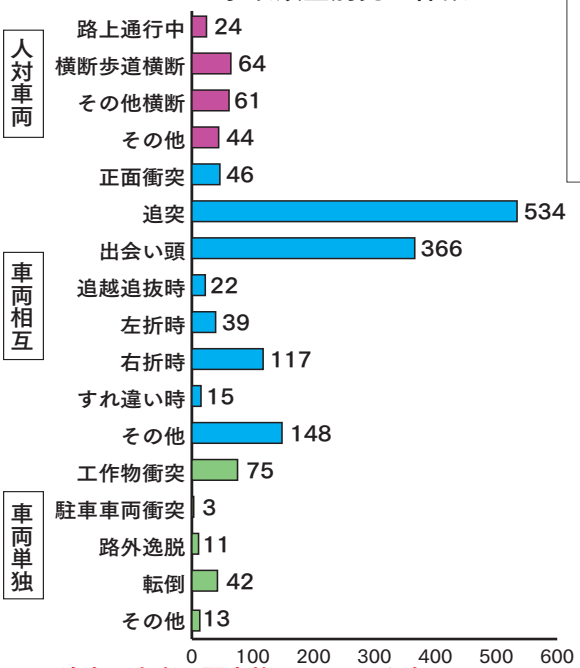

※　追突、出会い頭事故が 55.4%を占めている

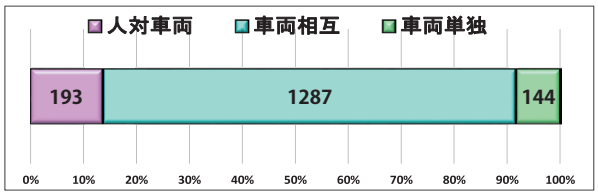

事故類型別死者数

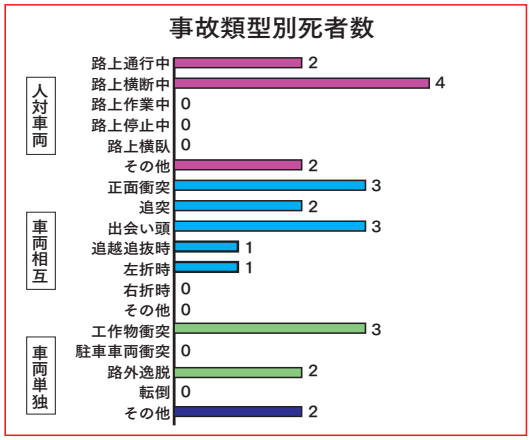

※　横断・通行中死者が６人、歩行者に注意 !!

軽油価格調査報告

（令和2年4月分　資料:全日本トラック協会）

●単純集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	87.80	72.14	82.35

●元売別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JXTGエネルギー	86.90	71.27	83.73
出光	87.81	72.36	84.51
昭和シェル	92.07	70.94	81.58
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	90.87	69.70	76.58
その他	80.75	75.11	82.14

●月間購入量別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

月額購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	88.40	71.85	83.37
30～50キロリットル未満		73.49	72.23
50～100キロリットル未満	74.00	72.75	82.50
100キロリットル以上		69.39	72.70

●支払期限別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	83.67	72.91	82.66
30～60日未満	91.19	71.95	81.48
60日以上	83.92	72.17	97.00

●軽油価格推移表

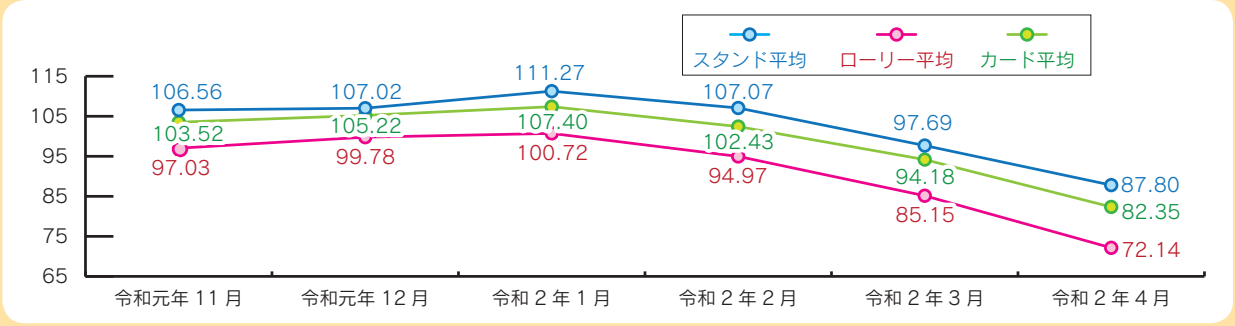

※上記価格には消費税が含まれておりません。

令和２年７月

協会の行事予定

- 7月1日（水）• 運行管理者等基礎講習【みゆき学園】
- 7月2日（木）• 九州ブロック女性協議会第1回役員会
- 7月4日（土）• 運行管理者等一般講習【みゆき学園】
- 7月7日（火）• 会計セミナー「入門編」（～8日）
  - • 労働災害防止団体等代表者会議
  - • 陸災防第1回荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会
  - • 第2回環境部会定例会
- 7月8日（水）• 第4回正副会長会
- 7月9日（木）• 全ト協常任理事会・理事会合同会議
  - • 全ト政連評議員会・夏季懇親パーティー
- 7月10日（金）• 第1回物流効率化委員会
  - • 第1回トラビジョン21委員会
- 7月11日（土）• 運行管理者等一般講習【みゆき学園】
  - • 南九州四県合同木材輸送部会「部会長会議」
  - • 米穀部会定例会及び安全性評価事業に関する説明会
  - • 港湾部会定例会及び安全性評価事業に関する説明会
- 7月14日（火）• 第3回理事会・退任役員慰労会
- 7月15日（水）• 第1回運行管理者等基礎講習【ナスバ】（～17日）
- 7月16日（木）• 鹿児島南支部ゴルフコンペ
- 7月17日（金）• 飼料・畜産部会労働安全セミナー
- 7月18日（土）• 陸災防積卸し作業指揮者講習会
- 7月25日（土）• 運行管理者試験対策講座【ナスバ】
- 7月26日（日）• 運行管理者試験対策講座【ナスバ】
- 7月27日（月）• 運行管理者等一般講習【マジオ】
- 7月29日（水）• 運行管理者等一般講習【ナスバ】
  - • 整備管理者「選任前」研修
- 7月30日（木）• 労働災害防止に関する連絡会議

鹿児島県トラック協会年間行事予定表

行事予定だより（令和２年～令和３年）

開催月	開催日	行事名	開催場所
令和２年 7月	10日（金）	運行管理者等一般講習（串木野自動車教習所）	いちき串木野商工会議
	11日（土）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	姶良市文化会館
	15日(水)~17日(金)	運行管理者等基礎講習（NASVA）	鹿児島県市町村自治会館
	25日（土）	ナスバ運行管理者試験対策講座（貨物）	鹿児島県市町村自治会館
	26日（日）	ナスバ運行管理者試験対策講座（貨物）	鹿児島県市町村自治会館
	27日（月）	運行管理者等基礎講習（マジオ）	マジオライセンススクール鹿児島校
	29日（水）	運行管理者等一般講習（NASVA）	奄美観光ホテル
8月	8日（土）	鹿児島県トラック協会運行管理者試験対策事前講習会	鹿児島県トラック研修センター
	17日（月）	運行管理者等基礎講習（マジオ）	マジオライセンススクール鹿児島校
	22日（土）	鹿児島県トラック協会運行管理者試験対策事前講習会	鹿児島県トラック研修センター
	24日（月）	運行管理者等基礎講習（マジオ）	マジオライセンススクール鹿児島校
9月	10日（木）	運行管理者等一般講習（NASVA）	リナシティかのや
	11日（金）	運行管理者等一般講習（NASVA）	リナシティかのや
	17日（木）	事故防止セミナー	北薩
	18日（金）	事故防止セミナー	鹿児島
	25日（金）	運行管理者等一般講習（NASVA）	鹿児島県市町村自治会館
	28日（月）	運行管理者等基礎講習（マジオ）	マジオライセンススクール鹿児島校
	未定	引越基本講習・引越管理者講習	未定
10月	5日（月）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	7日(水)~9日(金)	運行管理者等基礎講習（マジオ）	オロシティーホール
	7日（水）	運行管理者等一般講習（NASVA）	鹿児島県市町村自治会
	8日（木）	全国トラック運送事業者大会	大阪府大阪市
	8日（木）	運行管理者等一般講習（NASVA）	鹿児島県市町村自治会
	12日（月）	運行管理者等基礎講習（マジオ）	マジオライセンススクール鹿児島校
	17日（土）	運行管理者等一般講習（串木野自動車教習所）	いちき串木野商工会議
	20日(火)~22日(木)	運行管理者等基礎講習（串木野自動車教習所）	いちき串木野商工会議所
	26日（月）	運行管理者等基礎講習（マジオ）	マジオライセンススクール鹿児島校
	27日（火）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	上旬	「トラックの日」フェスティバル2020	未定
11月	2日（月）	運行管理者等基礎講習（マジオ）	マジオライセンススクール鹿児島校
	4日(水)~6日(金)	運行管理者等基礎講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	6日（金）	運行管理者等一般講習（NASVA）	薩摩川内市国際交流センター
	7日(土)または14日(土)	第16回ベストエコドライブ・コンテスト	運転技能向上センター
	9日（月）	運行管理者等基礎講習（マジオ）	マジオライセンススクール鹿児島校
	11日（水）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	25日(水)~27日(金)	運行管理者等基礎講習（マジオ）	オロシティーホール
	未定	令和３年度申請に向けた安全性評価事業（Gマーク）事前説明会	鹿児島・北薩・大隅
	未定	過労死等防止・健康起因事故防止セミナー	鹿児島・大隅
12月	7日（月）	運行管理者等基礎講習（マジオ）	マジオライセンススクール鹿児島校
	9日(水)~11日(金)	運行管理者等基礎講習（マジオ）	オロシティーホール
令和３年 1月	18日(月)~20日(水)	運行管理者等基礎講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	23日（土）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	鹿児島県トラック研修センター
	27日(水)~29日(金)	運行管理者等基礎講習（マジオ）	オロシティーホール
	未定	物流セミナー（1月～2月）	鹿児島市
2月	8日（月）	運行管理者等基礎講習（マジオ）	マジオライセンススクール鹿児島校
	未定	リーダー研修会	鹿児島県トラック研修センター
3月			

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部に係る行事の中止

本年開催を予定していました下記の行事につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催を中止することとしました。

開催を望まれていた皆様、並びに関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願いします。

【中止】

①フォークリフト運転競技鹿児島県大会に向けた「事前講習会」

・令和２年７月８日、11 日

②第 35 回フォークリフト運転競技鹿児島県大会

・令和２年７月 19 日

③第 35 回全国フォークリフト運転競技大会

・令和２年 10 月３日～４日

令和2年度安全衛生表彰･優良フォークリフト等運転者表彰のお知らせ

◆安全衛生表彰

◎事業場賞

・優良賞

安全成績及び労働衛生管理が著しく良好であって、他の模範と認められる事業場に対する表彰

・進歩賞

安全成績及び労働衛生管理が前項の基準に達しないが、安全活動を熱心に実施し、又は労働衛生管理の改善向上に努力し、その効果が著しい事業場に対する表彰

◎個人賞

・功労賞

長年にわたり、陸上貨物運送事業の労働災害防止活動に尽くし、安全衛生水準の向上に著しく功労があった者に対する表彰

・功績賞

労働災害防止活動を活発に実践し、当該地区若しくは関係事業場の安全衛生水準の向上に功績があった者、又は陸上貨物運送事業における労働災害の防止に効果のある発明若しくは考案をした者に対する表彰

◆優良フォークリフト等運転者表彰◆

・次の各号のいずれかに該当する者であって、フォークリフト等の運転者として 10 年以上同一事業場又は関係事業場に勤務し､勤務成績が良好で他の運転者の模範となるものの中から行う。

① 安全関係法令を遵守し、フォークリフト等の安全運転及び安全作業に努めている者

② 過去５年間にわたり、自己の責任に基づくフォークリフト等による事故を起こしていない者

③ その他、表彰するにふさわしい者

※次の各号のいずれかに該当する者については、前項中「10 年以上」とあるのは、「5 年以上」と読み替えます。

① フォークリフト荷役技能検定試験合格者

② 都道府県支部で開催するフォークリフト運転競技大会（学科及び運転競技を実施するもの限る。）において、上位に入賞した者

提出期限　令和２年７月 20 日（月）

詳細は、陸災防鹿児島県支部（TEL：099-284-6217）へ問合せください。

令和2年度陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動

陸災防では、７月１日から 31 日において標記運動を実施し、労働災害防止のための取組みを一層進めてまいります。

リスクの高まる暑い夏場、なお一層積極的な災害防止活動への取組みをお願いします。

●実 施 期 間　令和２年７月１日（水）から７月 31 日（金）まで

●スローガン　「ちょっとした　段差ひとつも事故のもと　リスクを減らす創意工夫」

●主　唱　者　陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

●後　　援　厚生労働省

●会員事業場の実施事項

① 職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に実施する。

② 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。

③ 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」により職場の安全衛生点検を行う。

④ 「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。

⑤ 危険予知活動（KY 活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムを実施する。

⑥ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

※　「夏期労働災害防止強調運動実施要綱」及び「職場の安全衛生自主点検表」は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会のホームページからダウンロードできます。

「夏期労働災害防止強調月間」懸垂幕が必要な方は、問合わせください。
ただし、数に限りがあり、希望に添えない場合があります。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会　鹿児島県支部
TEL：099 － 284-6217

鹿児島県内における労働災害の発生状況

県内業種別死傷災害発生状況（2020 年 5 月分）

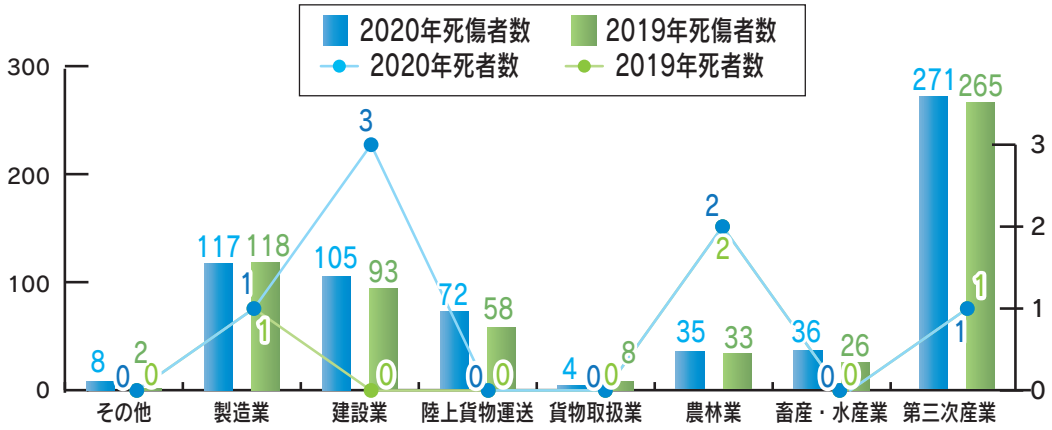

陸上貨物運送事業月別死傷災害発生状況（2020 年 5 月分）

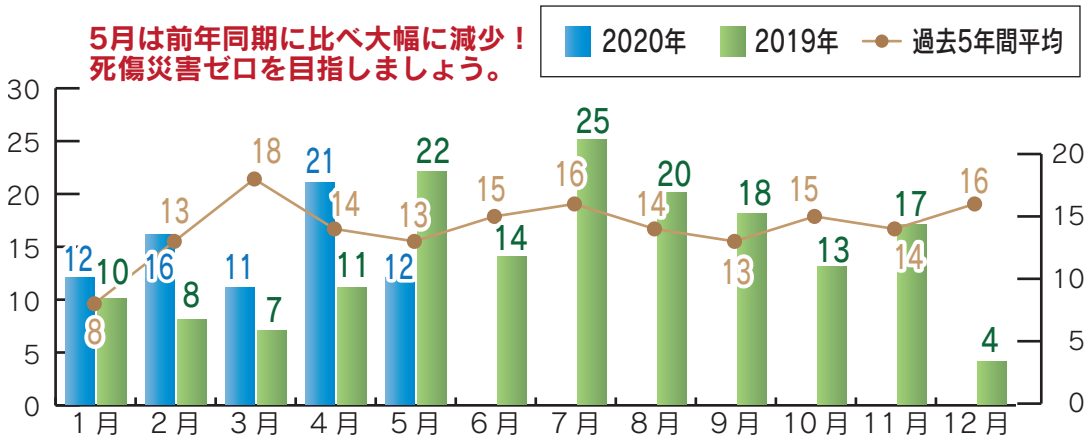

県内の死傷災害形態別発生状況（2020 年累計）

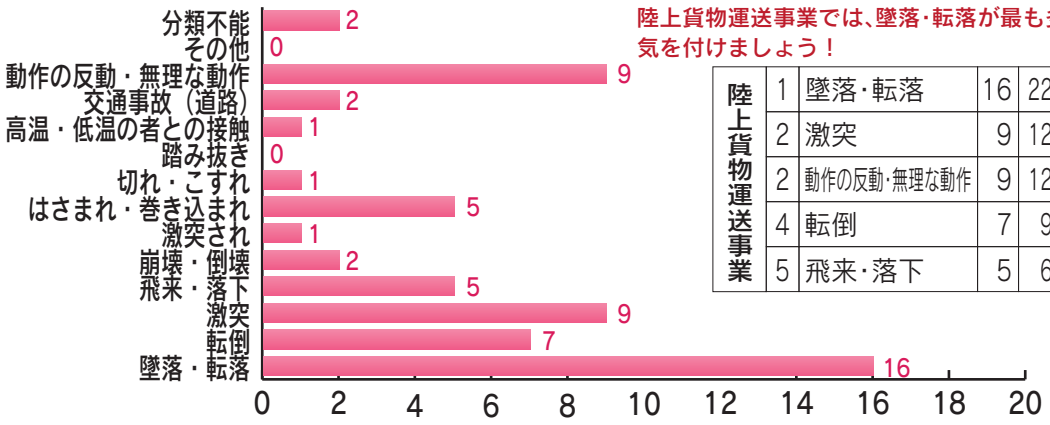

陸上貨物運送事業では、墜落・転落が最も多い！
気を付けましょう！

陸上貨物運送事業				
	1	墜落・転落	16	22.2%
	2	激突	9	12.5%
	2	動作の反動・無理な動作	9	12.5%
	4	転倒	7	9.7%
	5	飛来・落下	5	6.9%

新型コロナウイルス Q&A

令和2年2月22日時点版

心配な時には

Q1 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

A 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。
毎日体温を測定して記録しましょう。

Q2 感染したかも？と思ったらどうしたらいいですか？

A 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談しましょう。

❶ 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
❷ 強いだるさや息苦しさがある

・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため妊婦さんは、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。

・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

Q3 最寄りの保健所等（帰国者・接触者相談センター）に相談するとどうなりますか？

A 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

予防について

Q4 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

A 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

❶ 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
❷ ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」

Q5 感染予防のためにできることはなんですか？

A 以下のことを心がけましょう。

❶ 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
❷ 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
❸ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

医療機関を受診するとき

Q6 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

A 複数の医療機関を受診せず、「帰国者・接触者相談センター」等から紹介された医療機関（「帰国者・接触者外来」など）を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

新型コロナウイルスについて

Q7 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

A 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

より詳しくお知りになりたい方はこちら
厚労省　コロナ　FAQ　検索

――2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業――

安全の証し「Gマーク」

「安全性優良事業所」申請概要

申請受付期間

2020年7月1日(水)～7月14日(火)

土・日を除く

安全認定 G

有効期限2024年末

安全性優良事業所

国土交通省/全日本トラック協会

※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

申請書類の頒布

❶インターネットによる頒布

頒布開始日／2020年4月24日(金)

頒布方法／申請案内→全日本トラック協会ホームページにて公開

申請書・自認書→申請書作成システムによる作成が可能

❷紙媒体による頒布

頒布開始日／2020年5月8日(金) 土・日を除く

頒布方法／申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関(各都道府県トラック協会)より入手してください。

「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特例措置」を設けました。詳細については、全日本トラック協会ホームページをご覧下さい。

更新のお知らせ

前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2018年度(新規)	189＊＊＊＊
2回目更新	2017年度(初更)	29　＊＊＊＊＊(1)
3回目更新	2016年度(2更)	28　＊＊＊＊＊(2)
4回目更新	2016年度(3更)	28　＊＊＊＊＊(3)
5回目更新	2016年度(4更)	28　＊＊＊＊＊(4)

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。

●有効期限が過ぎたステッカーの貼付

●有効期限を切り取ったステッカーの貼付

適切ではない使用例

Gマーク認定事業所のみなさん 認定ステッカーを正しく使用できていますか?

国土交通大臣指定　全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
http://www.jta.or.jp

JTA 公益社団法人 全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5　全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067　FAX.03(3354)1019

●ご回覧をお願いします。

Run for YOU
Kagoshima TRUCKing Association

トラックは、あなた。

あなたという人に届けるために
がんばっている、
それがトラックです。

～協会からのメッセージ～

船は港、列車は駅、飛行機も空港という「場所」に運ぶことはできるでしょう。しかしトラックは、「ひと」に届ける事ができる、唯一の存在なのです。運ぶことと届けることは、似ているようで少しちがう。あなたという人に届けるために困難を乗り越えてがんばっている。それがトラックです。

発　行／公益社団法人 鹿児島県トラック協会
鹿児島市谷山港二丁目4-15
〒891-0131
☎099-261-1167
ＵＲＬ／http://www.kta.jp
E-mail／kentora@kta.jp
印　刷／渕上印刷株式会社